

木材輸出をめぐる状況

令和7年（2025年）6月

林野庁 木材利用課

■ 日本は森林大国

- 我が国の森林面積は国土の約 3 分の 2 に当たる約2,500万haであり、世界有数の森林国。
- 我が国の森林の約 4 割に相当する1,009万haは、人の手により植えて育てられた人工林。

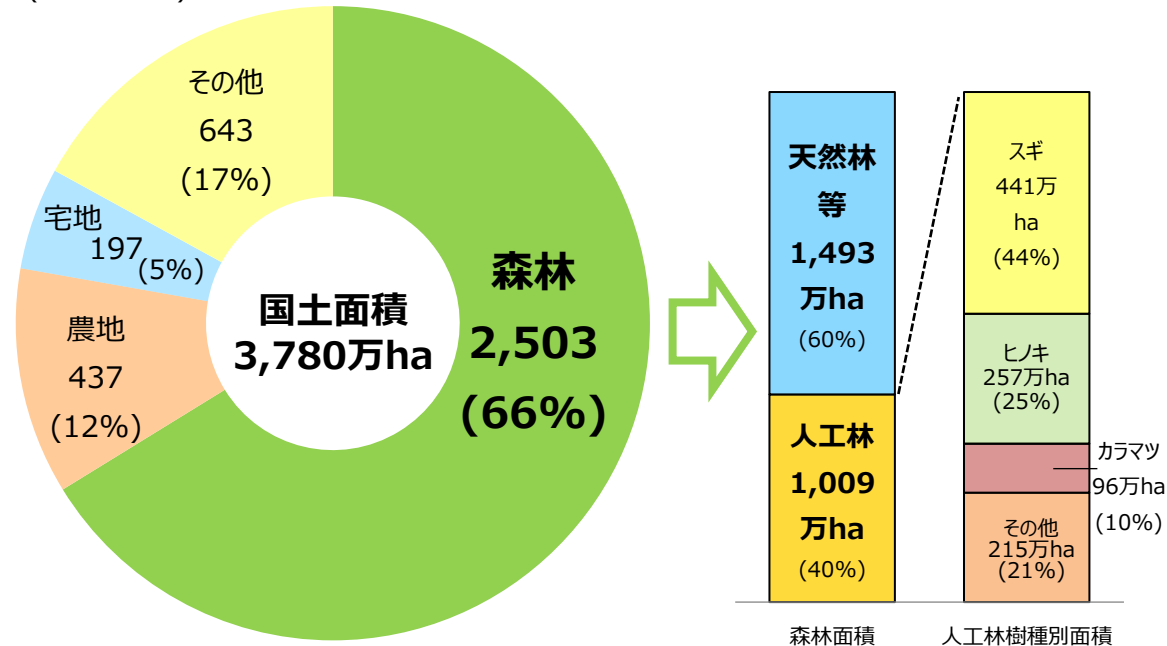
○ OECD加盟国の森林率 (上位10カ国)

順位	国	森林面積	森林率
1	フィンランド	22,409	73.7
2	スウェーデン	27,980	68.7
3	日本	24,935	68.4
4	韓国	6,287	64.5
5	スロベニア	1,238	61.5
6	コスタリカ	3,035	59.4
7	エストニア	2,438	56.1
8	ラトビア	3,411	54.9
9	コロンビア	59,142	53.3
10	オーストリア	3,899	47.3

資料：FAO「世界森林資源評価2020」を元に林野庁作成。
森林・人工林面積の単位は千ha、森林・人工林率は%。

○ 国土面積と森林面積の内訳

(単位：万ha)



資料：国土交通省「令和7年版土地白書」
(国土面積は令和2年の数値)

注1：計の不一致は、四捨五入による。

2：林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

資料：林野庁「森林資源の現況」
(令和4年3月31日現在)

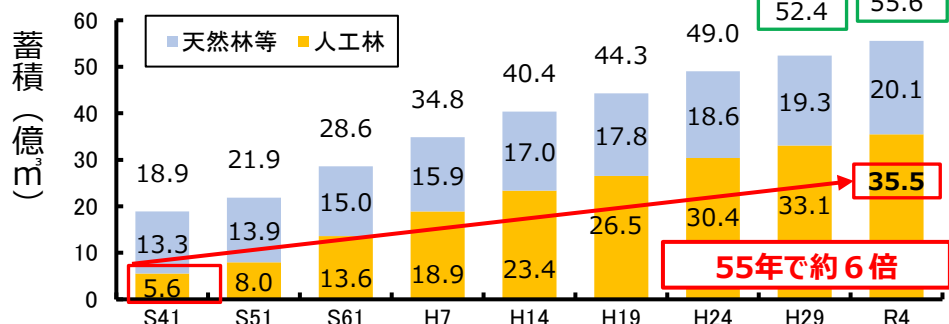
注：計の不一致は、四捨五入による。

■ 日本の森林資源は増加

- 日本の森林蓄積は約56億m³。
- 特に人工林蓄積が増加しており、過去55年で約6倍に増加、近年は毎年約6千万m³増加。

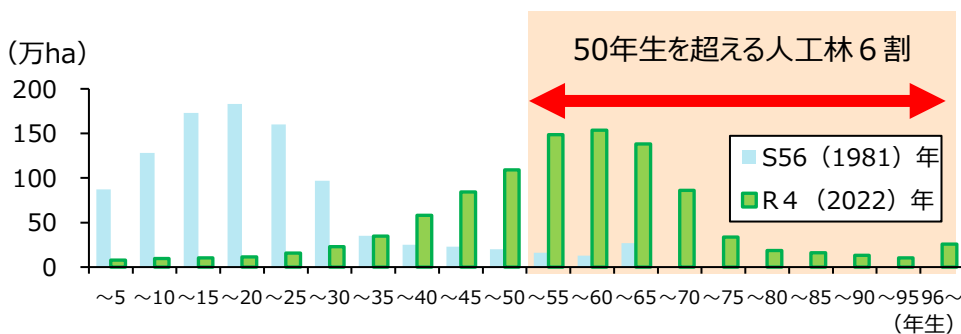
○ 森林蓄積の推移

近年、毎年約6千万m³増加



資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）・林野庁業務資料

○ 人工林の齢級別面積



資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）

注：S56年は61年生以上をまとめて集計。

【人工林の齢級別・樹種別 蓄積】

(単位:百万m³)

		全齡級計			1～10齡級 (50年生以下)	11齡級以上 (51年生以上)
人工林	針葉樹	スギ	2,036	57%	451	1,585
		ヒノキ	810	23%	304	506
		マツ類	201	6%	33	168
		カラマツ	227	6%	49	178
		トドマツ	144	4%	62	81
		エゾマツ	5	0.13%	2	3
		その他N	41	1%	19	22
		N計	3,464	98%	921	2,542
	広葉樹	クヌギ	8	0.22%	6	2
		ナラ類	1	0.04%	1	0
		その他L	70	2%	22	49
		L計	80	2%	29	51
	計		3,543	100%	950	2,593
			100%	27%	73%	

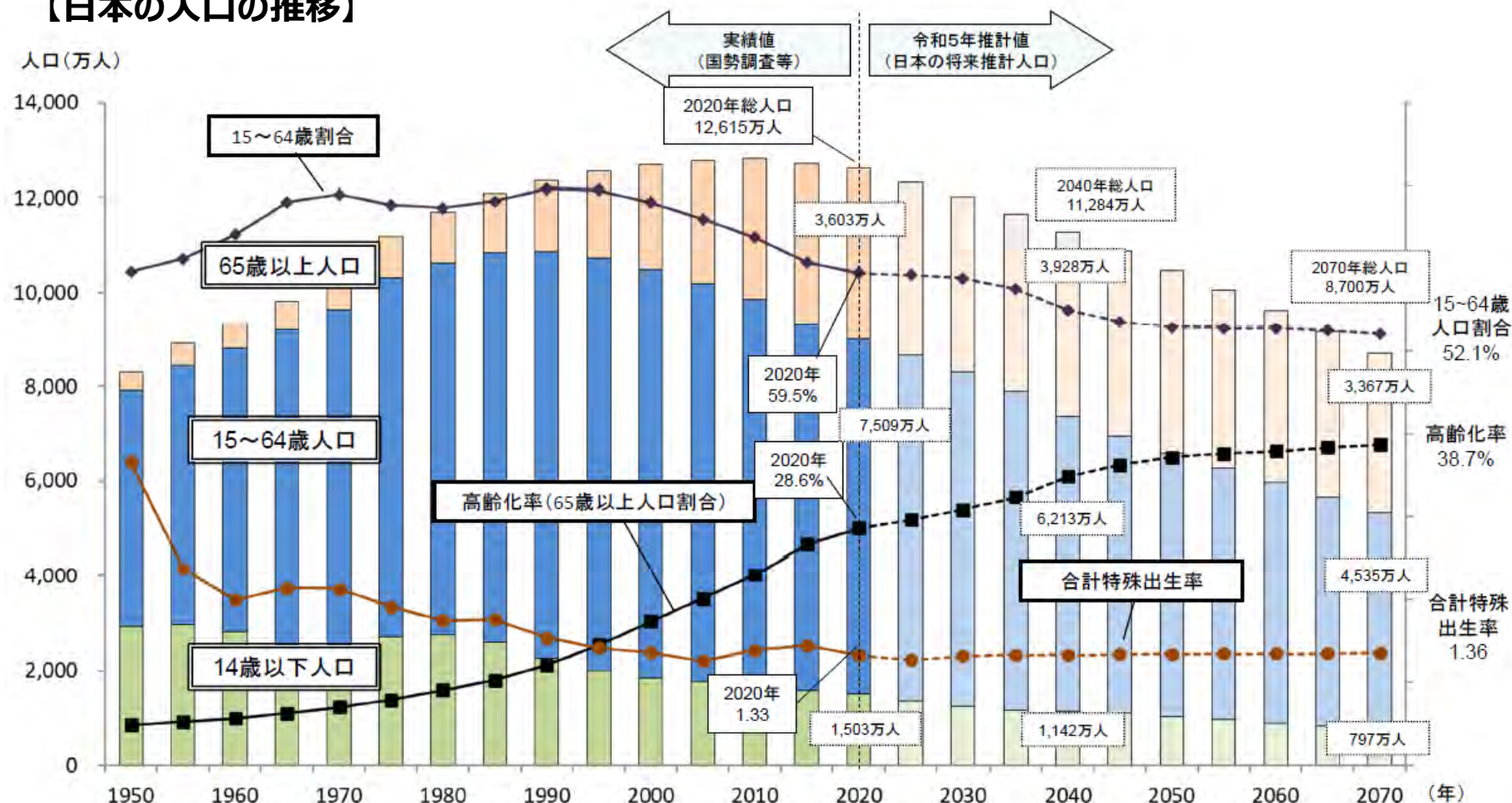
資料：林野庁「森林・林業統計要覧2023」

注：令和4年3月31日現在における、森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画対象森林の「立木地」の蓄積。

■ 日本の人口は減少予測(特に生産年齢人口が減少)

- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計。

【日本の人口の推移】



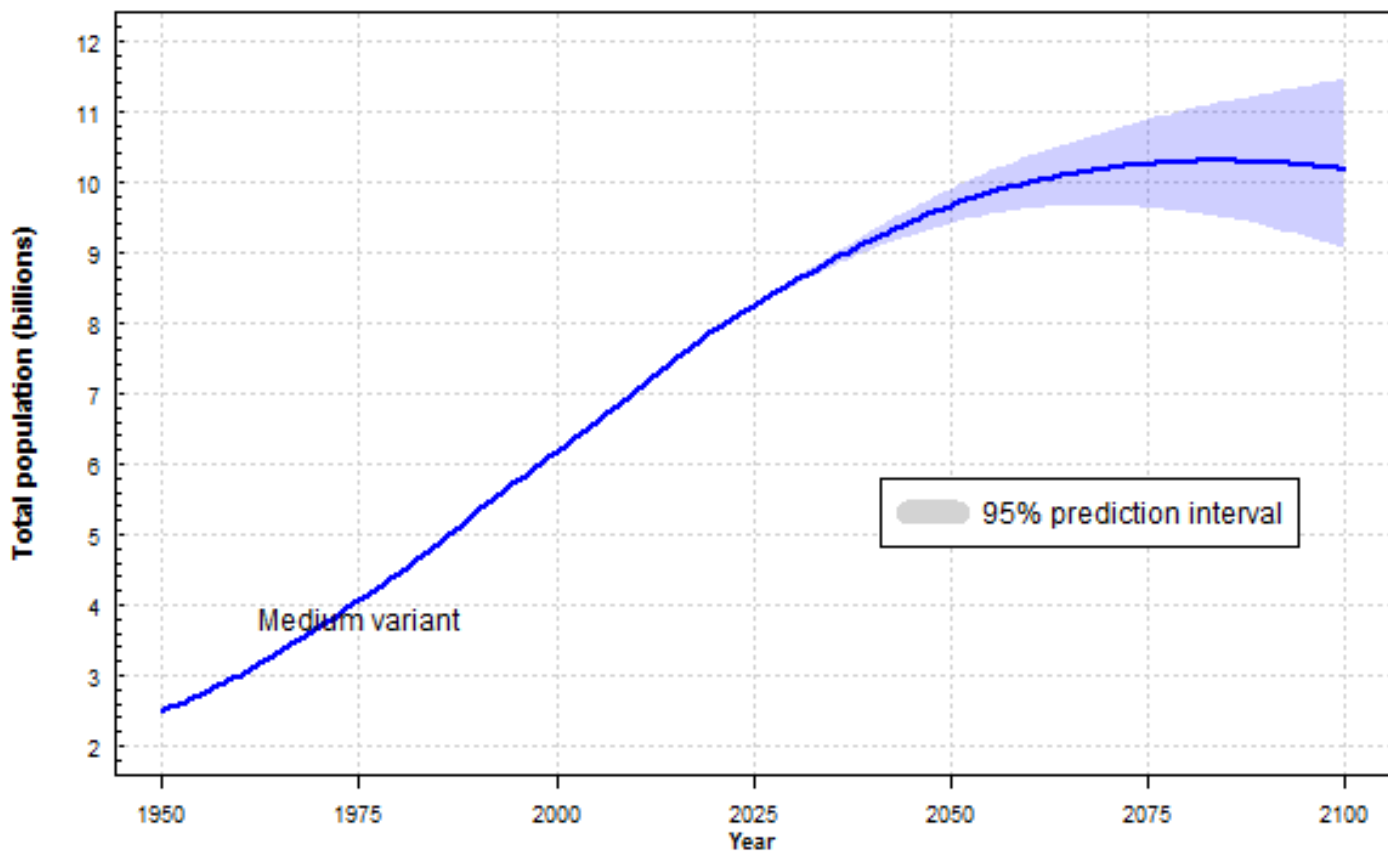
(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

出典：厚生労働省ホームページ「我が国の人口について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html)

■ 世界の人口は、2080年代半ばにピークと予測

- 世界の人口は、今後60年間で増加し、2024年の82億人から2080年代半ばには103億人でピークを迎え、その後、今世紀末までに102億人になると推計。

【世界の人口の推移】



© 2024 United Nations, DESA, Population Division. Licensed under Creative Commons license CC BY 3.0 IGO.
United Nations, DESA, Population Division. *World Population Prospects 2024*. <http://population.un.org/wpp/>

出典：国連「世界人口推計2024年版」

■ 世界の木材需要は拡大していく予測

- 世界の産業用丸太の生産量は、2050年までに45%増加し、28億m³に達すると予測。
- 製材・合板等の消費量の増加も予測されており、これら製品の輸出促進により世界の木材市場を獲得していくチャンス。

○ 世界の木材消費量の実績と予測（丸太換算）

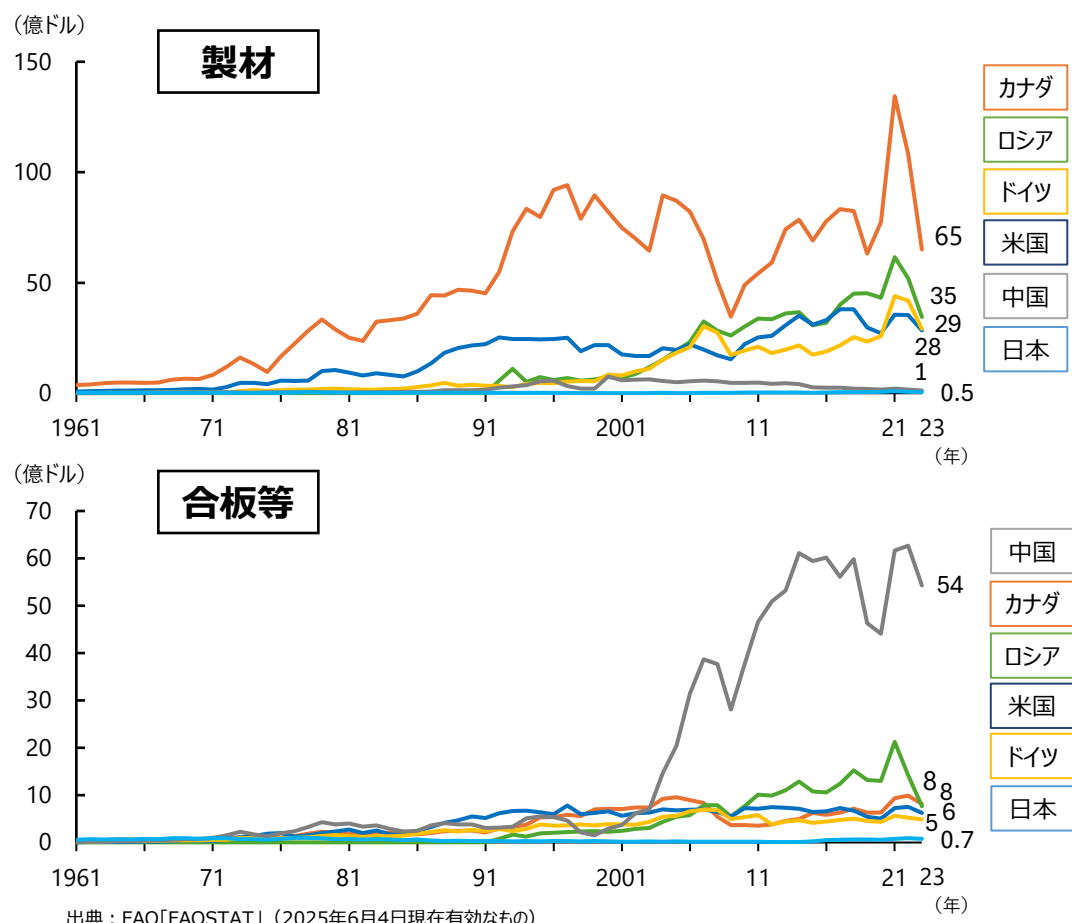
	2015年（実績（億m ³ ））					2050年（予測（億m ³ ））				
	丸太		製材	合板等	木質 ボード	丸太		製材	合板等	木質 ボード
	産業用	燃料用				産業用	燃料用			
ヨーロッパ	6	1	2	0.2	1	9	2	3	0.4	2
北米	5	0.5	2	0.3	0.5	6	0.5	2	0.4	0.7
中国	3	2	2	2	1	6	2	3	6	5
南アジア	0.6	4	0.2	0.1	0.1	1	3	0.4	0.3	0.2
熱帯地域	4	10	1	0.3	0.3	5	7	2	0.9	0.8
その他の地域	1	0.8	1	0.3	0.4	1	0.7	1	0.5	0.8
世界計	19	18	9	3	4	28	15	11	8	9

出典：ITTO「TROPICAL TIMBER 2050」
注1：端数を四捨五入（1億m未満は小数点以下1位まで表記）しているため合計は一致しない。
2：熱帯地域には、サハラ以南のアフリカ、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国、東南アジアが含まれる。
3：合板等は、合板と単板。木質ボードは、パーティクルボードと繊維板。

世界の木材貿易主要国※における製材・合板等の輸出状況

- 製材の輸出額は、1960年代後半より北米（カナダ、米国）で大きく増加。2000年代に入り製材工場の大規模化に伴い生産性が向上したドイツや2007年以降丸太関税を引き上げ、製材輸出にシフトしたロシアも増加。
- 合板等の輸出額は、2000年頃より中国が急激に増加。
- 日本の製材・合板等の輸出額は、横ばい傾向で推移。拡大する世界の需要を取り込めていない状況。

■ 主要国における製材・合板等の輸出額の推移



■ 主要国における製材・合板等の輸出割合（量ベース）
・製材（2023年）

国名	生産量 (万㎡)	輸出量 (万㎡)	輸出割合	(参考) 自給率
カナダ	3,508	2,311	66%	262%
ロシア	3,753	1,978	53%	211%
ドイツ	2,380	1,023	43%	143%
米国	7,787	555	7%	80%
中国	5,703	17	0.3%	67%
日本	796	14	2%	71%

・合板等

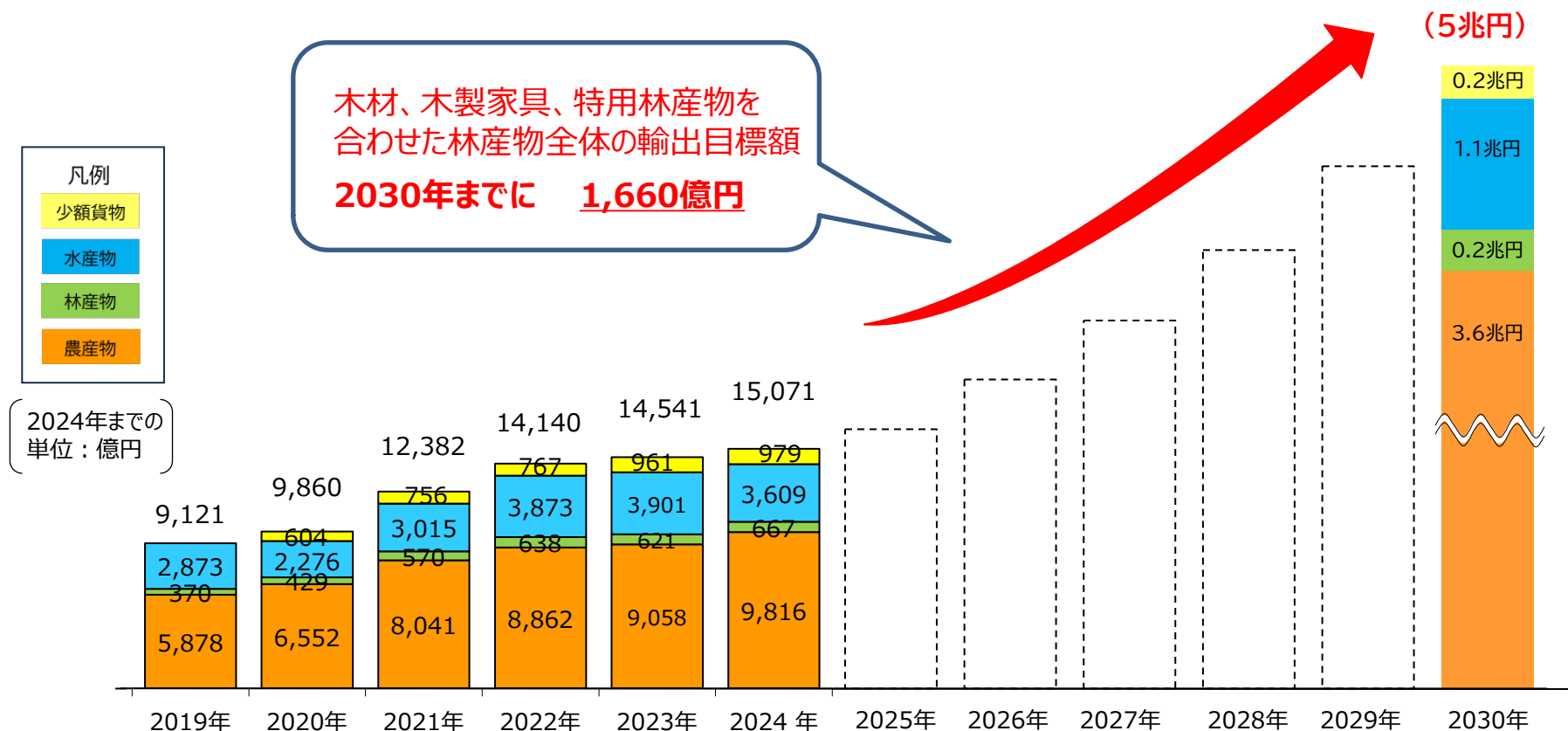
国名	生産量 (万㎡)	輸出量 (万㎡)	輸出割合	(参考) 自給率
中国	6,058	1,126	19%	114%
カナダ	219	114	52%	91%
ロシア	460	214	46%	185%
米国	1,107	84	8%	66%
ドイツ	18	35	189%	18%
日本	259	12	5%	55%

出典：FAO「FAOSTAT」（2025年6月4日現在有効なもの）
注 1：合板等は、合板、単板、LVL。
2：輸出割合は、輸出量を生産量で除して算出。
3：自給率は、生産量を消費量（生産量と輸入量の合計から、輸出量を減じた値）で除して算出。

※ 林産物の輸出額や消費量の多い5カ国（カナダ・米国・中国・ロシア・ドイツ）を主要国として整理。

■ 政府の輸出促進政策

- 食料・農業・農村基本計画（2025年4月11日閣議決定）において、農林水産物・食品の輸出額を2024年の1.5兆円から2030年までに5兆円（うち林産物は1,660億円）とする目標を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定（2025年5月最終改訂）。木材については、丸太中心の輸出から、製材・合板等の付加価値の高い木材製品への転換と新たな輸出先の開拓を推進。



注1：2020年から農林水産物由来の加工品（木製家具）及び少額貨物（1ロット20万円以下）を輸出額に追加。

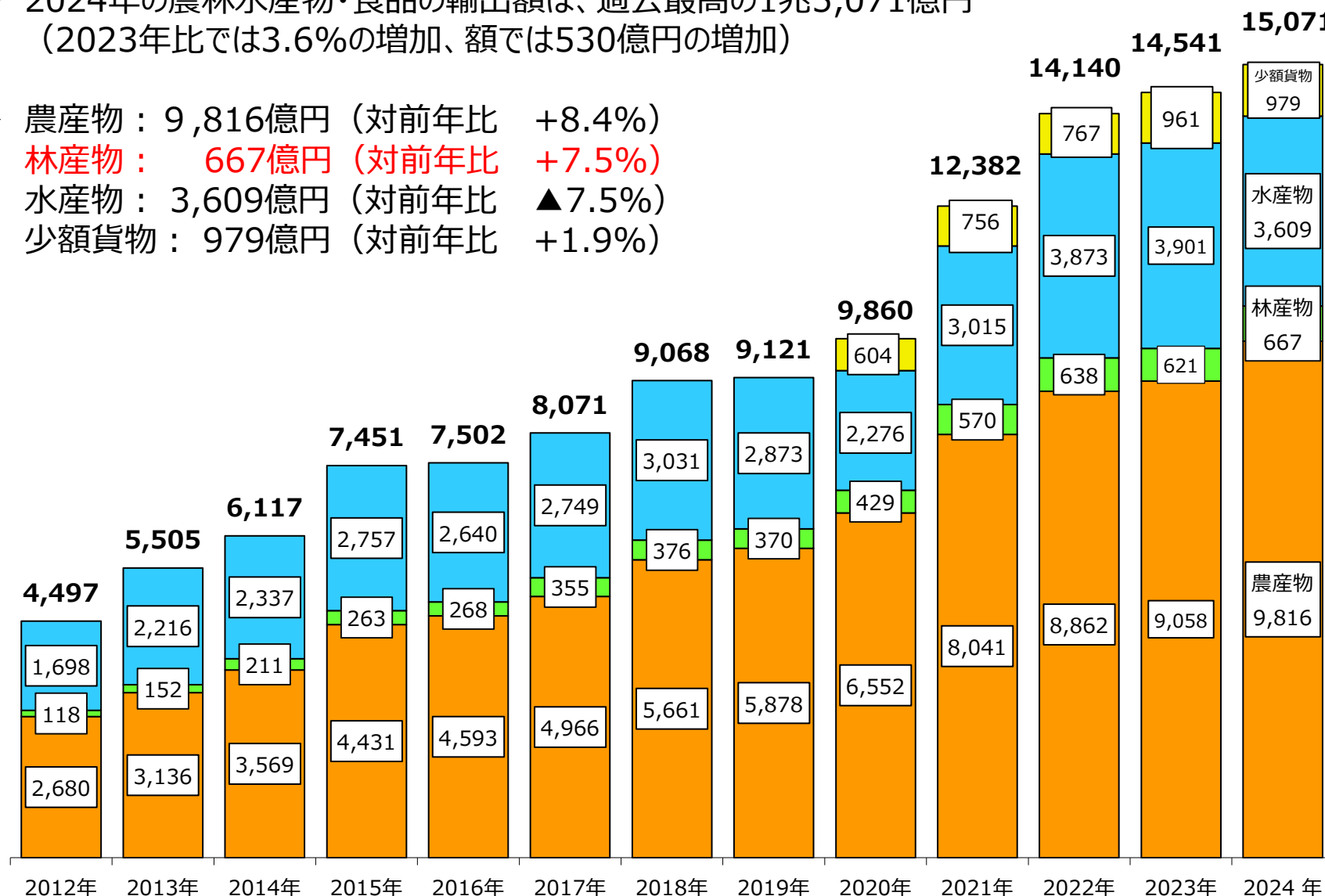
注2：計の不一致は四捨五入による。

■ 令和6年(2024年)までの農林水産物・食品 輸出額の推移

- 2024年の農林水産物・食品の輸出額は、過去最高の1兆5,071億円
(2023年比では3.6%の増加、額では530億円の増加)

(単位:億円)

- 農産物：9,816億円 (対前年比 +8.4%)
林産物： 667億円 (対前年比 +7.5%)
水産物： 3,609億円 (対前年比 ▲7.5%)
少額貨物： 979億円 (対前年比 +1.9%)



注：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要。
- このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開**、**インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力**を強化するための戦略を策定（令和7年5月最終改訂）

1. 農林水産物・食品の輸出拡大（2030年5兆円）

①日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の**輸出重点品目**、**ターゲット国・地域**について**輸出目標を設定**
- **新市場の開拓**、輸出先の**多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種**を守り、新品種を育成・普及を進めるための**法制度を検討**

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想※**に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

※ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の産品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和**に向けて政府一体となった**協議を実施**
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

2. 食品産業の海外展開（2030年3兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、**コールドチェーン構築の推進**

3. インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化を**ストーリー**にして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

輸出重点品目（31品目）の選定

○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な31品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出に期待。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし)、野菜(いちご)	甘くて美味しい食味や外観の良さなど高品質である日本産果実は、アジアを中心に需要が拡大。
野菜(かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等)	日本産のかんしょは甘みが強く、スイーツとしての食べ方の広がりにより、需要が拡大。日本産野菜は、品質の良さからアジアを中心に需要が拡大。
米・バックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
茶	日本の緑茶の製法は独自の発展を遂げ高い品質。健康志向や日本食への関心の高まりを背景に輸出拡大。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝・ホタテ貝加工品	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
牡蠣・牡蠣加工品	身が厚く濃厚な味わいが特徴、アジアでは日本産牡蠣が浸透。今後は生食用の需要が高い欧米などへの販路拡大にも期待。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。

■ 輸出拡大実行戦略における重点品目(製材)

1. 国別輸出額目標

国名	2024年実績※	2030年目標※	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	74億円	850億円	—
米国	28億円	554億円	・ 米国で構造材（2×4 構造材等）として日本産樹種の製材を利用するには、樹種・サイズごとに米国で設計強度の認可を取得しなければならないことが課題 ・ 方策として、市場へ展開する樹種・サイズについて計画的に米国試験機関等で強度試験を行い認可を取得するとともに、輸出に向けたマーケティングに取り組む
中国	18億円	173億円	（共通） ・ 日本の木造軸組構法や日本産製材品の普及が十分に進んでいないことが課題 ・ 方策として、現地の建築士等を対象にしたセミナーの開催や現地展示会への出展等により、日本の技術と製品の認知度向上とブランド化の推進に取り組む。また、日本産樹種の2×4 構造材等をターゲット国・地域の2×4 建築市場へ展開するための調査等に取り組む
台湾	6 億円	43億円	（中国） ・ 成長を維持している中国の内装市場へのアプローチが不足していることが課題 ・ 効果的なマーケティング戦略により、内装市場における日本産製材品のシェア拡大に取り組む （台湾） ・ 台湾では防蟻性、防水性、防火性の観点から、木造建築への信頼性が低いことが課題
韓国	5 億円	30億円	・ 建築士・設計士等へのアプローチ等により、木造建築に対する信頼性の向上に取り組む （韓国） ・ 韓国でブランドとして確立されているヒノキは、内装材を除くと認知度が低いことが課題 ・ 住宅及び非住宅の構造材への利用拡大に向けて、消費行動を踏まえた普及啓発活動の強化に取り組む
インド	0 億円	11億円	・ インドが植物検疫上のスギ輸出を解禁していないため、輸出することができないことが課題 ・ 方策として、実行計画に基づくスギ輸出検疫協議を着実に進める
その他 （ベトナム、インドネシア等）	16億円	39億円	・ 木材利用のニーズやポテンシャルを十分に把握できていないことや、日本産製材品に対する認知度が低いことが課題 ・ 方策として、市場調査等により消費者ニーズや市場の規模感等を把握するとともに、現地展示会への出展等により、日本産製材品の認知度向上を図り販売力の強化に取り組む

※ 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある

2. 輸出産地の育成・展開

育成すべき輸出産地	
【現状（2024年）】 輸出事業計画を策定した者として9産地 【目標（2030年）】 輸出事業計画を策定した者として16産地を目指す	
現状・課題	方策
・ 継続的・安定的に原料を供給するための生産基盤の強化 ・ 生産・輸送にかかるコスト削減	・ 原料となる原木の安定供給、生産コストの削減に資する路網整備の推進 ・ 輸出先国の規格・基準に対応した加工施設等の生産体制の整備 ・ GFP登録を推進し、地域の資源状況や加工体制に応じた企業・団体間の連携強化

3. 加工・流通施設の整備

現状・課題	方策
・ 2×4 構造材等の輸出に向けた環境整備に時間を要しているため、輸出先国の規格・基準に対応した加工施設等の整備が進んでいない	・ 米国で2×4 構造材等の設計強度の認可を取得し、輸出できる環境を整備するとともに、アジアの2×4 建築市場へ2×4 構造材等を展開するための調査等を行い、輸出先国の規格・基準に対応した加工施設等の整備の促進を図る

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

現状・課題	方策
・ 米国へ日本産樹種の構造材（2×4 構造材等）を輸出するため、米国で設計強度の認可取得が必要 ・ アジア地域への木造軸組構法、日本産製材の普及が十分に進んでいない	・ 米国市場へ展開する樹種・サイズについて計画的に米国試験機関等で強度試験を行い、設計強度の認可を取得するとともに、設計強度の得られた製材等に係る格付等の諸課題について調査等を実施し、あわせて輸出に向けたマーケティングに取り組む ・ 日本産樹種の2×4 構造材等をアジア地域の2×4 建築市場へ展開することを視野に入れた調査等を実施 ・ アジア地域等の展示会への出展や、現地セミナーの開催、ロゴマークによる日本産木材製品のPRの推進等により、日本の加工技術を生かした製品の認知度向上とブランド化の推進に取り組む ・ 新規市場開拓に向けた市場調査等を実施
・ 新たな有望輸出先国の製材利用のニーズとポテンシャルを十分に把握できていない	

■ 輸出拡大実行戦略における重点品目(合板)

1. 国別輸出額目標

国名	2024年実績※	2030年目標※	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	74億円	115億円	－
米国	0.1億円	37億円	・ 米国で構造材として日本産樹種の合板を利用するには、米国で設計強度の認可を取得しなければならないことや、標準サイズが異なることが課題 ・ 方策として、市場へ展開する構造用合板について米国の規格・試験・認証方法等に関する調査を行い、その結果を踏まえ米国試験機関等で試験を行い認可を取得する ・ また、米国の標準サイズに対応できる生産体制・加工施設の整備、構造用合板等の輸出に向けた市場実態調査及びマーケティングに取り組む
中国	3億円	11億円	・ 中国に構造用合板を輸出する場合、標準サイズが異なることが課題。また、中国は、ほぼ自国での生産で国内消費をまかなっている状況も、市場への参入障壁となる ・ 方策として、中国の標準サイズに対応できる生産体制・加工施設の整備、構造用合板等の輸出に向けた市場実態調査、及びマーケティングに取り組む
韓国	0.3億円	2億円	・ 韓国に構造用合板を輸出する場合、標準サイズが異なることが課題。また、韓国は、主に東南アジア産の合板を使用している状況も、市場への参入障壁となる ・ 方策として、韓国の標準サイズに対応できる生産体制・加工施設の整備、構造用合板等の輸出に向けた市場実態調査及びマーケティングに取り組む
その他 (フィリピン、台湾等)	71億円	65億円	・ 構造用合板を輸出する場合、輸出先国・地域と標準サイズが異なることが課題 ・ 方策として、輸出先国・地域の標準サイズに対応できる生産体制・加工施設の整備、構造用合板等の輸出に向けた市場実態調査及びマーケティングに取り組む

※ 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある

2. 輸出産地の育成・展開

育成すべき輸出産地	
【現状（2024年）】 4グループ（8社） 【目標（2030年）】 4グループ（8社） ※現在、合板の輸出に取り組み、輸出の担い手と位置付けている4グループについて、米国における構造用合板の設計強度認可取得により輸出環境の整備後、同品目の輸出拡大を見込んでいる	
現状・課題	方策
・ 継続的・安定的に原料を供給するための生産基盤の強化 ・ 生産・輸送にかかるコスト削減	・ 原料となる原木の安定供給、生産コストの削減に資する路網整備等の推進 ・ 輸出先国の規格・基準に対応した加工施設等の生産体制の整備 ・ GFP登録を推進し、地域の資源状況や加工体制に応じた企業・団体間の連携強化

3. 加工・流通施設の整備

現状・課題	方策
・ 構造用合板の輸出に向けた環境整備が整っていないため、輸出先国の規格・基準に対応した加工施設の整備が進んでいない	・ 米国で構造用合板の設計強度の認可を取得し、輸出できる環境を整備するとともに、アジア市場へ構造用合板を展開するための調査等を行い、輸出先国の規格・基準及び標準サイズに対応した加工施設等の整備の促進を図る

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

現状・課題	方策
・ 米国へ日本産樹種の構造用合板を輸出するためには、米国で設計強度の認可取得が必要 ・ アジア地域の市場実態把握が十分ではなく、構造用合板の普及も進んでいない ・ 新たな有望輸出先国の合板利用のニーズとポテンシャルを十分把握できていない	・ 米国市場へ展開する構造用合板について、米国の規格・試験・認証方法等に関する調査結果を踏まえ、米国での認可を取得するとともに、輸出に向けたマーケティングに取り組む ・ アジア市場等へ構造用合板を展開するための調査等を実施するとともに、同地域の展示会への出展や、現地セミナーの開催等により、日本の加工技術を生かした製品の認知度向上とブランド化の推進に取り組む ・ 新規市場開拓に向けた市場調査等を実施

認定農林水産物・食品輸出促進団体（認定品目団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を行い業界全体の輸出を拡大。

認定制度

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言



商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

認定申請



輸出促進法※第43条に基づき認定



主務大臣
（農林水産大臣・財務大臣（酒類のみ））

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①～④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、
- ③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

◆ 令和4年10月の制度開始後、27品目15団体を認定。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
（一社）日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品
（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
（一社）日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目※1
（公社）日本茶業中央会	茶
（一社）全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
（一社）日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
（一社）日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
（一社）日本畜産物輸出促進協会	畜産物5品目※2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

※1 りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等

※2 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品

■ (一社)日本木材輸出振興協会について

- (一社)日本木材輸出振興協会は、令和4年10月、輸出促進法に基づく「認定農林水産物・食品輸出促進団体」(認定品目団体)に認定。(対象輸出重点品目:製材、合板)
- 同団体を中心に、業界共通の課題解決に向けた取組や海外における販路開拓活動等を実施。

団体の概要

概要及び設立時期

日本木材輸出振興協会は、林業事業者、製材等の製造業者、流通業者、輸出商社、森林・木材関係の全国業界組織、自治体等で構成される協議会。日本木材輸出振興協議会(平成16年3月設立)を母体に、平成23年1月26日に設立。

目的

- 国産材(国内で生産された丸太、加工品及び木造住宅部材等)の輸出を振興するため、
- ① 国産材の輸出拡大に資するための相手国のニーズにあった木材加工技術の調査及び開発等による需要開発
 - ② 輸出に関する国内外の関連情報の収集及び調査研究
 - ③ 輸出拡大に必要なセミナー、講習会の開催等を実施する。

代表者 会長 山田壽夫

会員

全国木材組合連合会、日本合板工業組合連合会、全国森林組合連合会、JKホールディングス、越井木材工業、協和木材、池見林産工業、ナイス、阪和興業、ポラテック、都道府県 他 全144会員(令和7年6月6日現在)

主な取組

海外における販路開拓活動

- ・ 中国、台湾、韓国、ベトナム等の展示会等に出展
- ・ 海外において日本産木材の利用を促進するため、現地関係者向けのセミナーを開催 等

海外におけるジャパンブランドの確立

- ・ ベトナムに設置している「ジャパンウッドステーション」を拠点とした、日本産木材製品の総合的プロモーション活動
- ・ ジャパンブランドとして製品輸出表示規程やロゴマークの普及推進
- ・ Web媒体を活用した普及・広報等による日本産木材製品の輸出力強化 等

業界共通の課題解決に向けた取組

- ・ 米国への構造用製材(スギ、ヒノキ)の輸出に向けた米国検査機関での性能検証
- ・ 輸出先国の市場ニーズや規格規制情報の提供を行うため国内セミナーを開催、等

輸出ターゲット国の市場・規制調査

- ・ 中国、韓国、台湾、米国における木材需給や日本産木材の利用実態・ポテンシャル、住宅用構造材に求められる品質基準等を調査
- ・ インドの木材市場調査、等



中国廈門における展示会
(令和5年10月)



米国検査機関でのヒノキの強度試験
(令和3年11月)

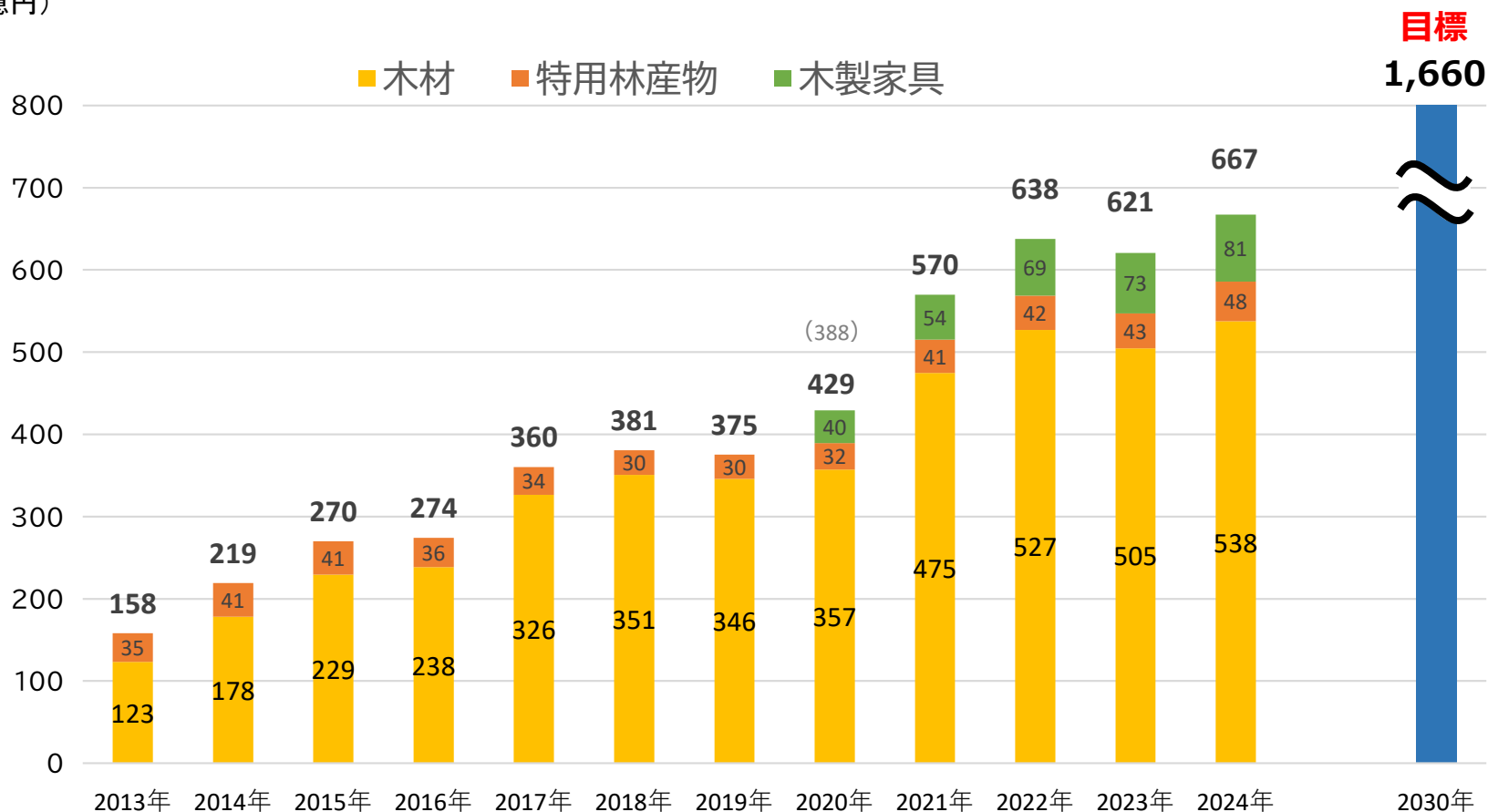


国内セミナーの開催(北海道)
(令和4年9月)

■ 林産物の輸出額目標達成に向けた現状(輸出額の推移)

- 木材、木製家具、特用林産物を合わせた2024年の林産物全体の輸出額は667億円となっている。

(億円)



資料：財務省「貿易統計」(2024年は確々報)

注1：特用林産物には、きのこ（はらたけ属以外）、乾しいたけ、ロジン、植物性ろう等が含まれる。なお、木質ペレット、薪、木炭は木材に含まれる。

注2：2020年の（388）は品目の見直しによる追加品目（木製家具、調整・保存処理したきのこ等）を含まない数字。

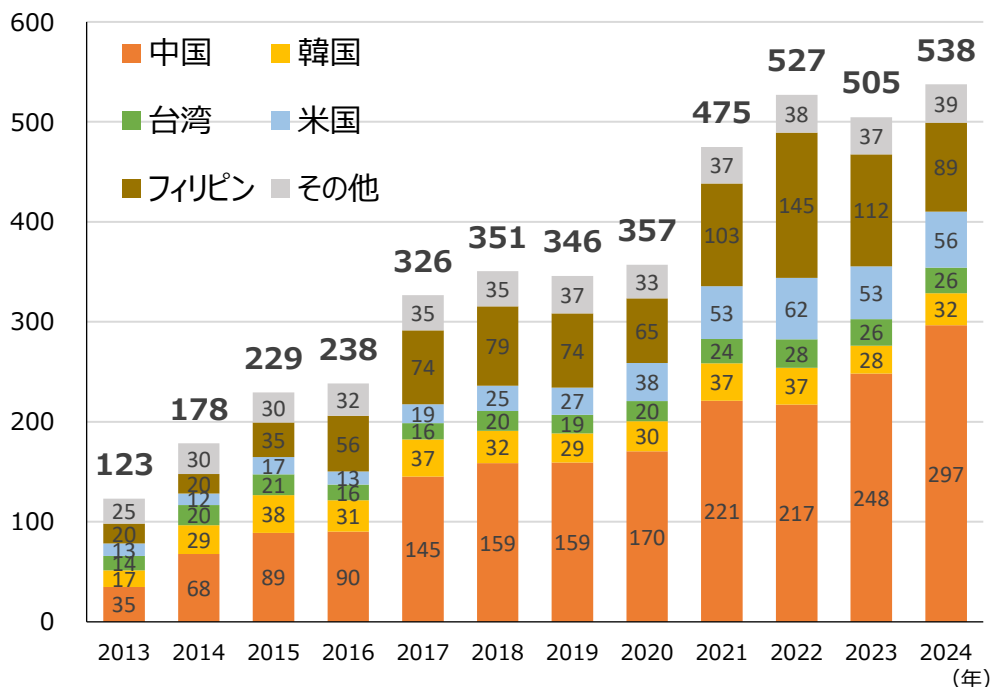
注3：四捨五入により、合計が合致しない場合がある。

日本の木材輸出の現状

- 近年増加傾向で推移しており、2024年は538億円（前年比107%）となった。中国向けが全体の5割強を占め、中国、フィリピン、米国、韓国、台湾の上位5カ国・地域で全体の9割以上を占める。
- 品目別に見ると、約5割を丸太が占めており、以下、製材、合板と続いている。今後、更なる輸出拡大のためには、付加価値の高い製品での輸出拡大が必要。

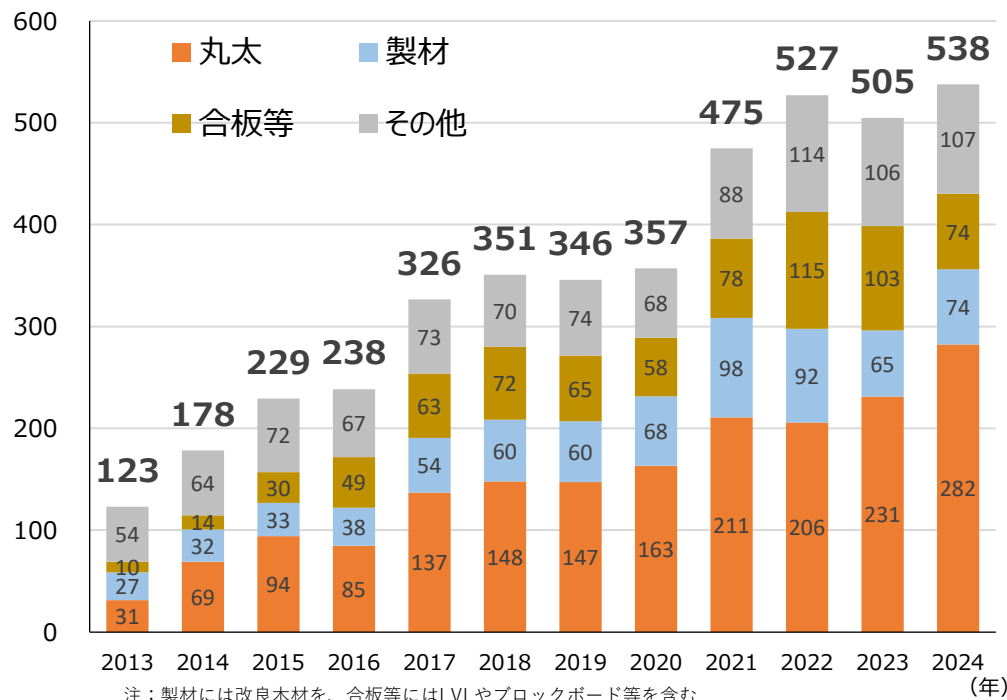
木材輸出額（輸出相手国別）

（億円）



木材輸出額（品目別）

（億円）

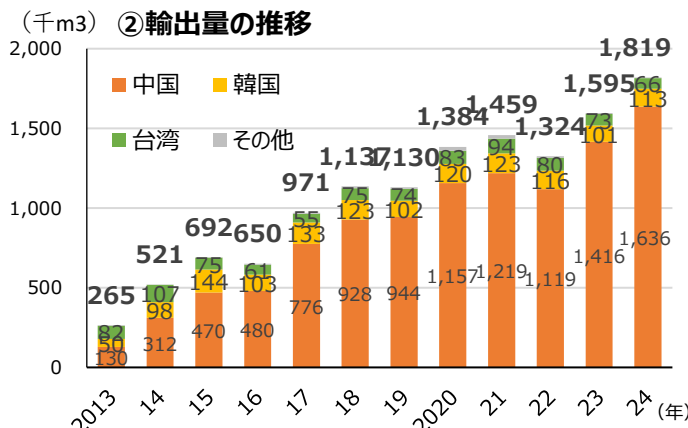
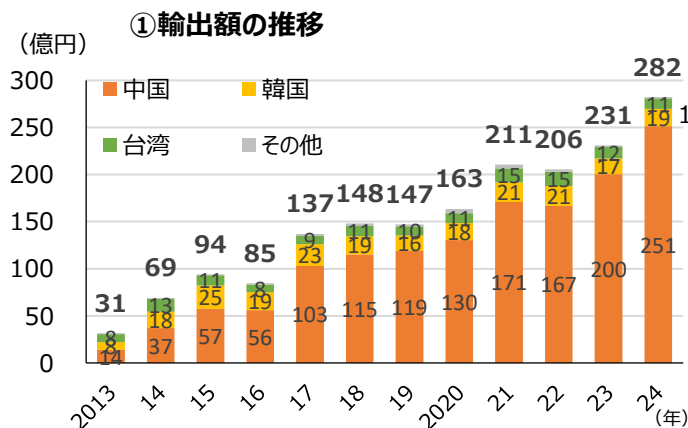


資料：財務省「貿易統計」（HSコード第44類を集計、2024年は確々報）

■ 日本の木材輸出の現状(2024年 品目別詳細)

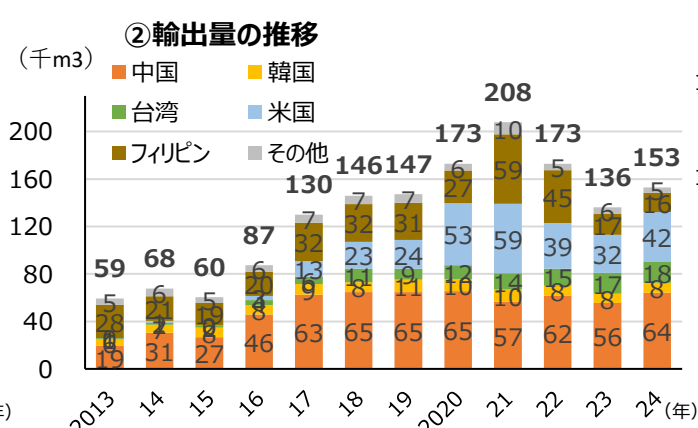
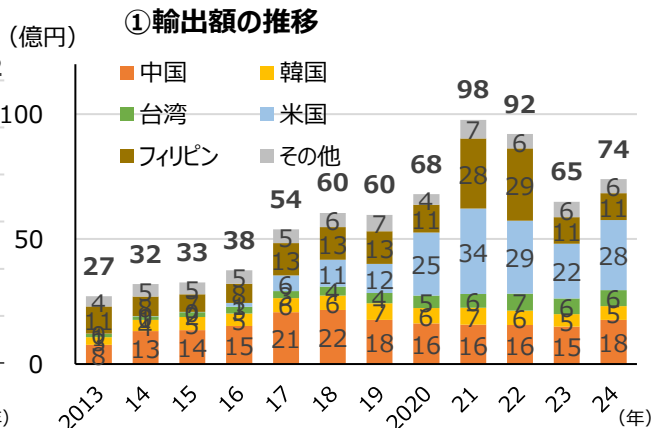
- 丸 太**：輸出額は前年比22%増の282億円、輸出量は同14%増の181.9万m³で、額・量ともに過去最高を更新した。
中国向けが増加し全体の約9割を占めている。
- 製 材**：輸出額は前年比14%増の74億円、輸出量も同12%増の15.3万m³で、額・量ともに前年から増加した。
主に米国、中国向けの輸出が増加した。
- 合板等**：輸出額は前年比28%減の74億円、輸出量は同3%減の11.3万m³で、額・量ともに前年から減少した。
フィリピン向けが全体の約9割を占めている。

■ 丸太輸出の推移



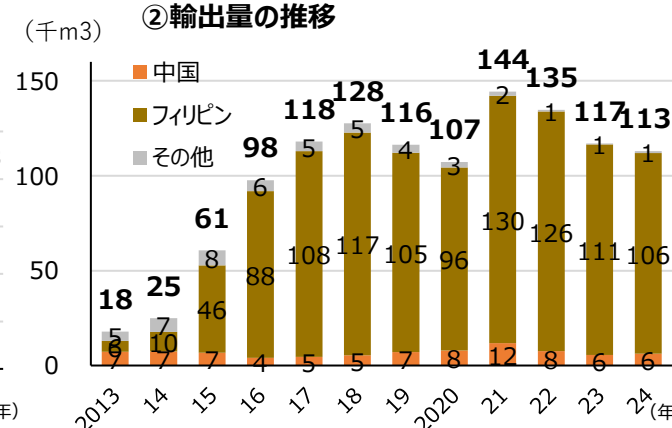
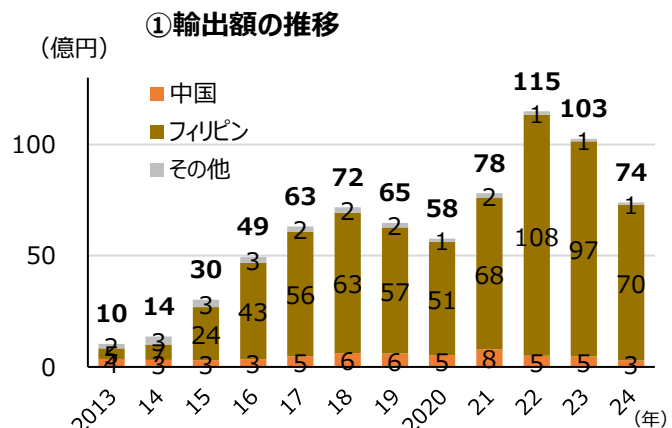
注：HSコード第4403号を集計

■ 製材輸出の推移



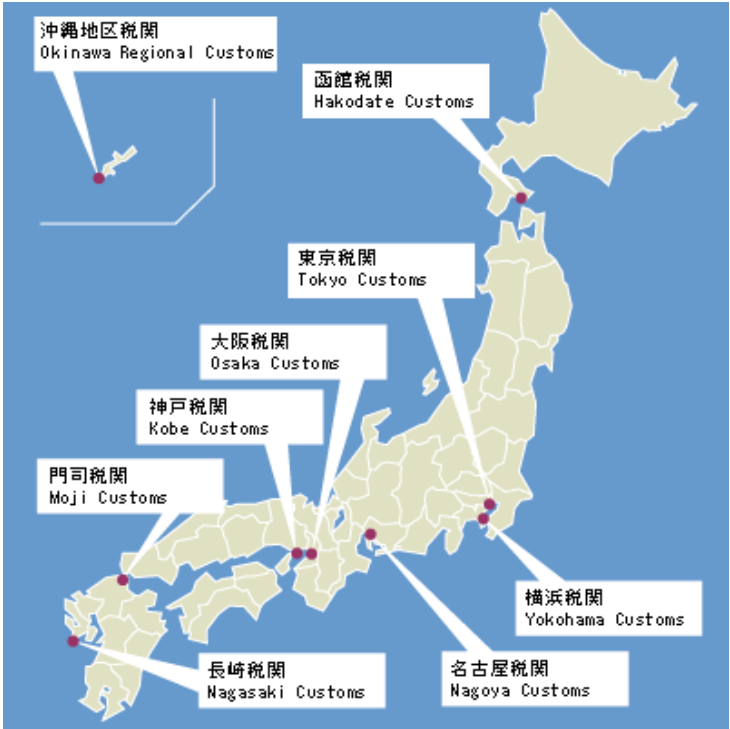
注：HSコード第4407号、第4413号を集計

■ 合板輸出の推移



注：HSコード第4412号を集計
(合板の他、LVL・ブロックボード等を含む)

税関別の丸太、製材の輸出状況（2024年）



税関名	管轄
函館税関	北海道、青森県、岩手県及び秋田県
東京税関	山形県、群馬県、埼玉県、千葉県（一部）、東京都、新潟県及び山梨県
横浜税関	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県（一部）及び神奈川県
名古屋税関	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
大阪税関	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県
神戸税関	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
門司税関	山口県、福岡県（一部）、佐賀県（一部）、長崎県（一部）、大分県及び宮崎県
長崎税関	福岡県（一部）、佐賀県（一部）、長崎県（一部）、熊本県及び鹿児島県
沖縄地区税関	沖縄県

丸太

金額 順位	税関支署名 (上位10か所)	輸出額 (億円)	輸出数量 (万㎡)	主な輸出先国(億円)
1	鹿児島税関支署志布志出張所	64.2	41.0	中国 (59.3) 、 台湾 (4.0)
2	八代税関支署	35.9	21.3	中国 (31.0) 、 韓国 (4.7)
3	鹿児島税関支署川内出張所	32.8	21.5	中国 (32.7)
4	大分税関支署	20.3	13.2	中国 (18.6) 、 台湾 (1.6)
5	細島税関支署	16.0	11.4	中国 (8.9) 、 台湾 (3.4)
6	秋田船川税関支署	15.3	10.3	中国 (15.1)
7	細島税関支署油津出張所	12.9	8.9	中国 (12.7)
8	細島税関支署宮崎空港出張所	11.7	7.4	中国 (11.7)
9	函館税関(本関)	11.6	8.5	中国 (5.0) 、 韓国 (6.5)
10	大分税関支署佐伯出張所	7.3	5.0	中国 (7.3)
丸太全体		282.3	181.9	

資料：財務省「貿易統計」(HS4403を集計、2024年確々報)

製材

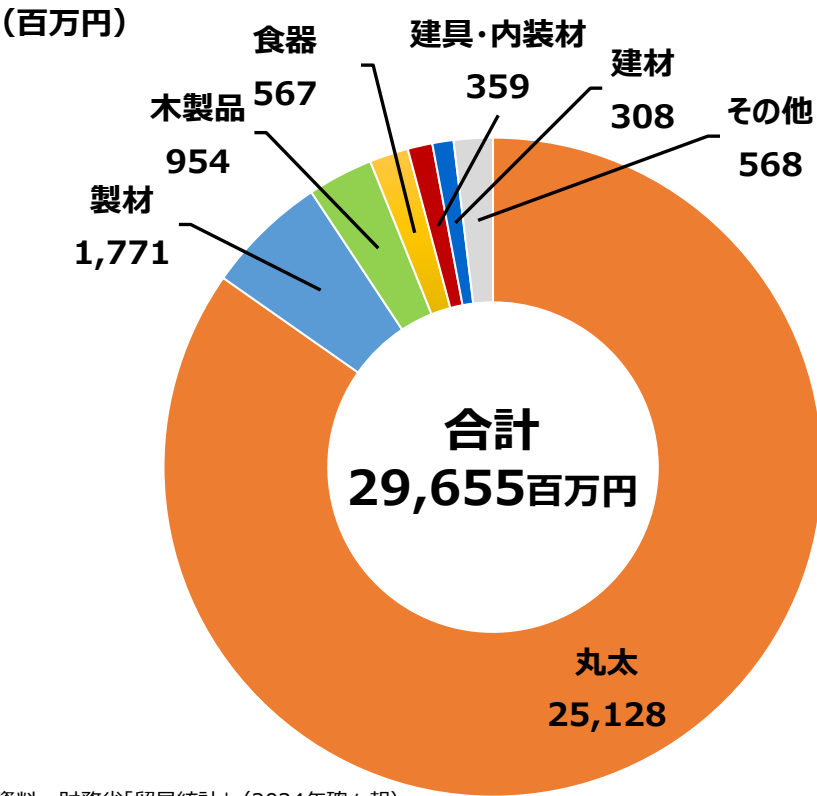
金額 順位	税関支署名 (上位10か所)	輸出額 (億円)	輸出数量 (万㎡)	主な輸出先国(億円)
1	神戸税関(本関)	8.5	1.7	米国 (7.4) 、 台湾 (0.7)
2	東京税関(本関)	7.9	2.3	米国 (5.1) 、 中国 (1.7)
3	名古屋税関(本関)	6.9	0.6	中国 (3.0) 、 台湾 (1.2)
4	博多税関支署	5.0	1.6	米国 (1.8) 、 フィリピン (1.1)
5	横浜税関(本関)	4.9	0.8	米国 (4.5) 、 中国 (0.2)
6	苫小牧税関支署	4.1	0.2	タイ (1.8) 、 中国 (1.5)
7	細島税関支署	3.8	1.4	中国 (2.0) 、 台湾 (0.8)
8	鹿児島税関支署志布志出張所	3.6	0.6	米国 (3.3) 、 中国 (0.2)
9	秋田船川税関支署	3.1	1.3	中国 (2.2) 、 台湾 (0.5)
10	新居浜税関支署	2.9	0.5	米国 (2.9)
製材全体		74.0	15.3	

資料：財務省「貿易統計」(HS4407を集計、2024年確々報)

■ 2024年:主要輸出先国・地域への木材輸出状況



中国への品目別木材輸出額（2024年）



- 2024年の中国向け木材輸出額は、前年比20%増の297億円。木材輸出額全体の55%を占めており、我が国にとって最大の輸出相手国である。
- 品目別では丸太が同25%増の251億円で、全体の約 8 割を占める。樹種別にみると、スギが89%、ヒノキが10%となっている。
- 製材は前年比18%増の18億円で、日本の製材工場やプレカット工場等から出る加工端材等も輸出されている。
- 中国は、様々な地域から丸太・製材等を輸入し加工（一部再輸出）しており、小径木は土木用資材、中～大径木は梱包材や型枠材、パレット材、棺桶材等に加工される。また、特にスギであれば米国向けフェンス材、ヒノキであれば韓国向け内装材等に加工され再輸出されているケースもある。

資料：財務省「貿易統計」（2024年確々報）
注：HSコード44類のうち以下の品目を集計。

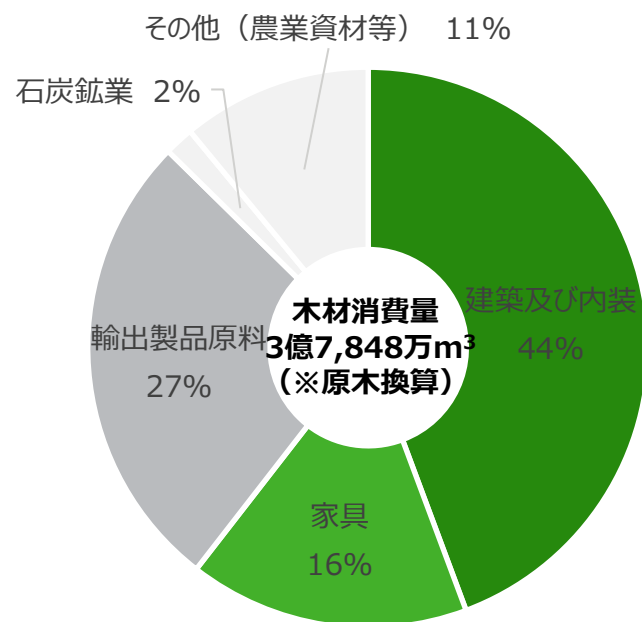
品目分類	統計品目（ ）内はHSコード集計範囲
合板等	合板、LVL、その他積層木材 等（4412）
建材	構造用集成材、CLT 等（4418.8）
土木資材	木杭、枕木、コンクリート型枠（4404、4406、4418.4）
建具・内装材	建具、さねはぎ加工材、床用パネル、木製ドア等（4409、4418.1～3、5～7、9）
家具等原料	化粧板、パーティクルボード、MDF 等（4408、4410、4411）
食器	木製食器（漆塗り）、箸 等（4419.12～90）
木製品	木像、寄木細工/装飾木箱等、樽、パレット、箱 等（4414～4417、4419.11、4420、4421）



【参考】中国の木材市場動向

- 中国の木材市場のうち4割を建築・内装材が占めている。
- 不動産問題による住宅需要の冷え込みもあるが、今後中国では**木造建築物の市場規模が拡大するとの予測**もある。

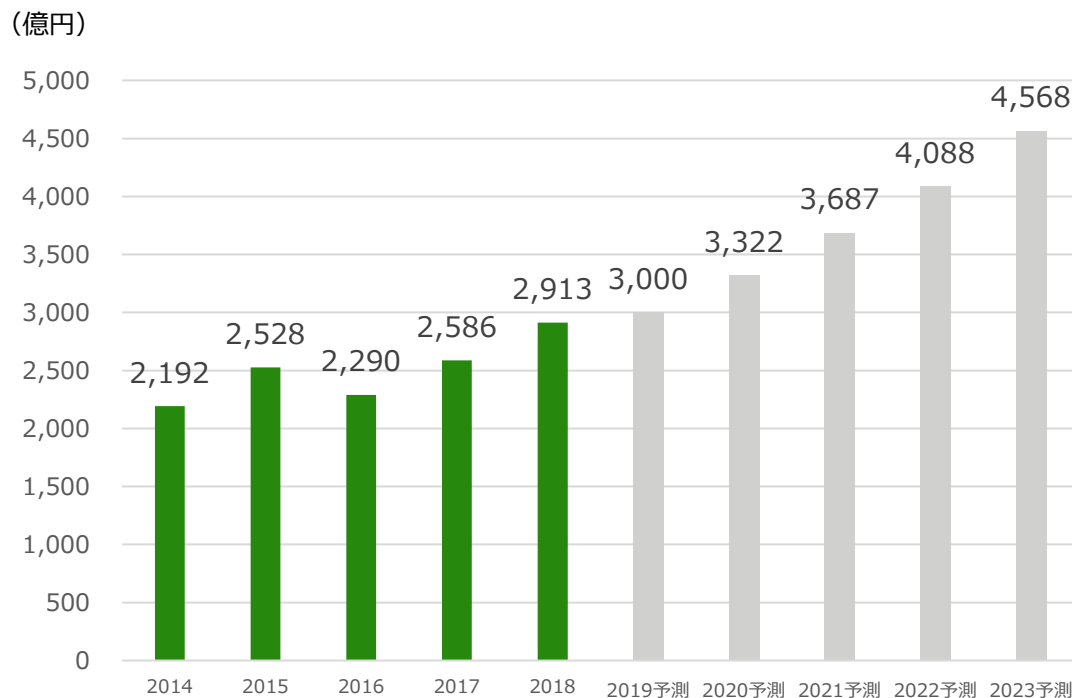
■ 中国における木材消費割合



※ 木材消費量は2019年の推計値（紙類の消費量除く）

出所：「2019年の中国の木材需給状況（（一社）日本木材輸出振興協会）」より

■ 中国における木造建築物の市場規模推移

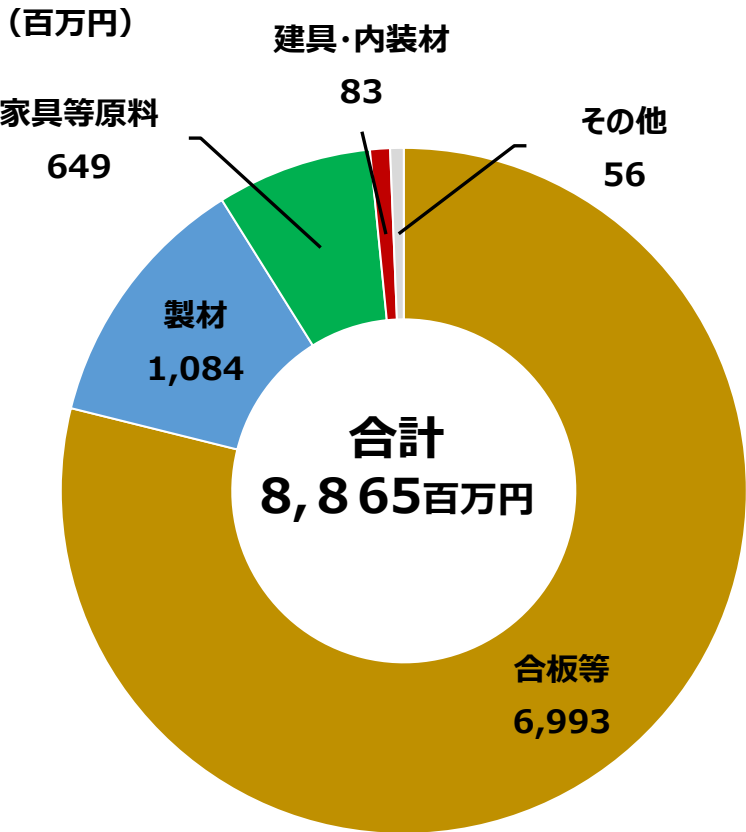


出所：頭豹研究院「2019年中国木结构建筑行业概览」よりDeloitte作成。
IMFの為替レートより、元資料の単位（元）を日本円に換算。2019年以降は2019年の為替レートにて算出
※中国統計局資料では生産額を「市場規模」と表現しており、本レポートもそれに倣うものと推定。

2024年の主要輸出先国・地域への木材輸出状況



フィリピンへの品目別木材輸出額（2024年）



- 2024年のフィリピン向け木材輸出額は、前年比21%減の89億円。
- 品目別では合板等が同28%減の70億円で、全体の約 8 割を占める。合板等のうち、針葉樹合板が100%近くとなっている。
- 製材は同 1 %増の11億円で、全体の約 1 割を占める。樹種別にみると、スギが91%となっている。
- このほか、家具等原料や建具・内装材が輸出されている。

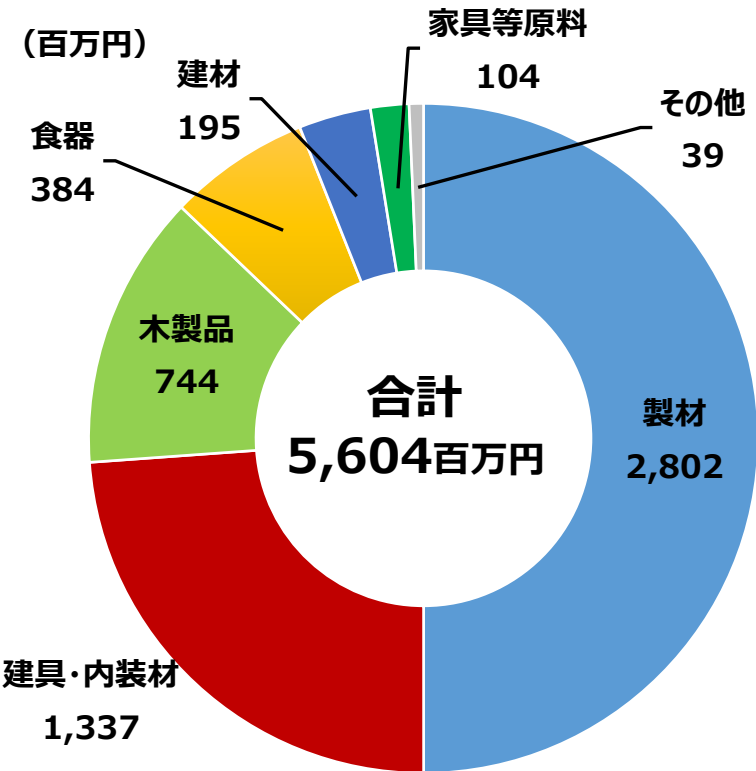
資料：財務省「貿易統計」（2024年確々報）
注：HSコード44類のうち以下の品目を集計。

品目分類	統計品目（ ）内はHSコード集計範囲
合板等	合板、LVL、その他積層木材 等（4412）
建材	構造用集成材、CLT 等（4418.8）
土木資材	木杭、枕木、コンクリート型枠（4404、4406、4418.4）
建具・内装材	建具、さねはぎ加工材、床用パネル、木製ドア等（4409、4418.1～3、5～7、9）
家具等原料	化粧板、パーティクルボード、MDF 等（4408、4410、4411）
食器	木製食器（漆塗り）、箸 等（4419.12～90）
木製品	木像、寄木細工/装飾木箱等、樽、バレット、箱 等（4414～4417、4419.11、4420、4421）

■ 2024年:主要輸出先国・地域への木材輸出状況



米国への品目別木材輸出額（2024年）



- 2024年の米国向け木材輸出額は、前年比 6 % 増の56億円。
- 品目別では製材が同28%増の28億円で、全体の 5 割を占める。樹種別でみると、スギが98%、ヒノキが 1 %となっている。スギは主にフェンス材やデッキ材等の住宅の外構材として利用されている。米国では元々、北米原産のウエスタンレッドシダー（米スギ）が使用されていたが、近年資源量が減少していることを背景に、その代替材として日本のスギが利用されている。
- このほか、木製建具、さねはぎ加工材等の建具・内装材が前年比 3 % 増の13億円、木製食器が同10%増の 4 億円輸出されているほか、CLTや竹製の木製品等が輸出されている。



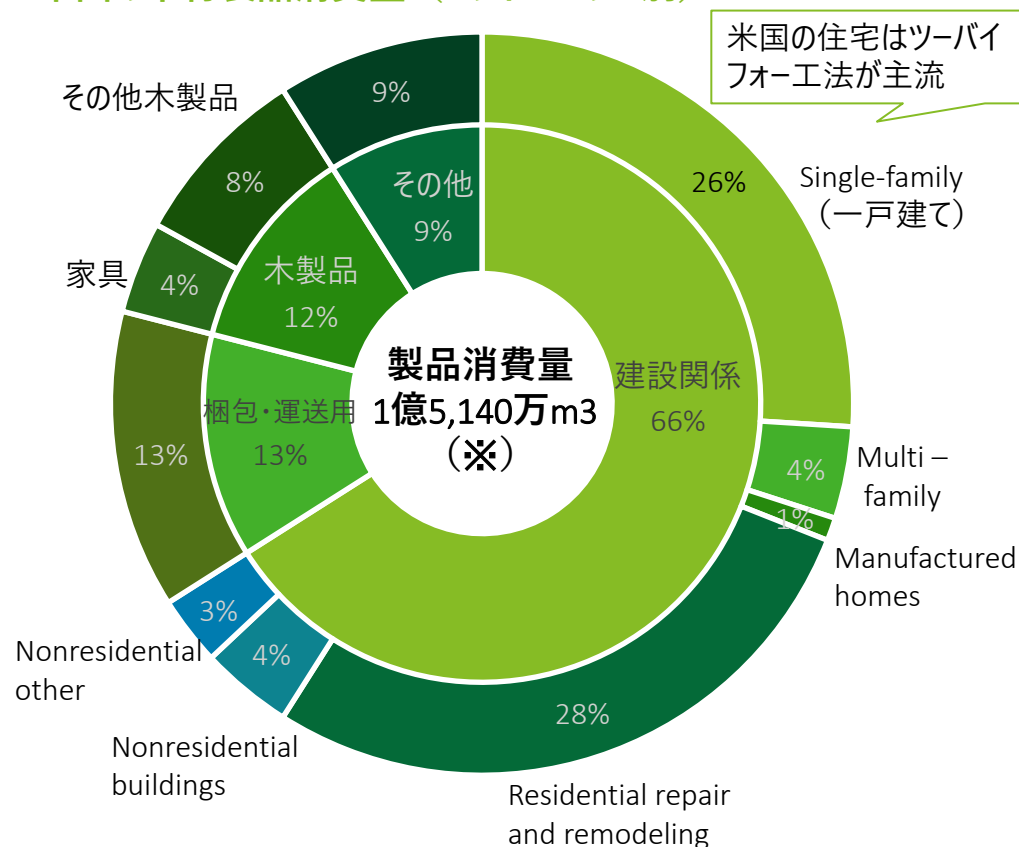
資料：財務省「貿易統計」（2024年確々報）
注：HSコード44類のうち以下の品目を集計。

品目分類	統計品目（ ）内はHSコード集計範囲
合板等	合板、LVL、その他積層木材 等（4412）
建材	構造用集成材、CLT 等（4418.8）
土木資材	木杭、枕木、コンクリート型枠（4404、4406、4418.4）
建具・内装材	建具、さねはぎ加工材、床用パネル、木製ドア等（4409、4418.1～3、5～7、9）
家具等原料	化粧板、パーティクルボード、MDF 等（4408、4410、4411）
食器	木製食器（漆塗り）、箸 等（4419.12～90）
木製品	木像、寄木細工/装飾木箱等、樽、パレット、箱 等（4414～4417、4419.11、4420、4421）

【参考】米国の木材市場

- 米国の木材市場のうち7割を建築関係が占めている。また、スギについてみると**外構材としての需要が高い**。
- 特にウエスタンレッドシダーの代替材としての需要があり、**今後も資源量不足から日本のスギに対する代替需要は高まると予想される**。

米国の木材製品消費量（エンドユーザー別）



米国 シダー材の市場分析

市場規模	【米国シダー需要（2017年推測値）】 フェンス170万、デッキ110万、サイディング100万 その他20万 合計 約400万m3/年
市場特性	・ウエスタンレッドシダー（WRC）、カリフォルニアレッドウッド、その他シダー材、輸入シダー材で市場形成 ・水に強く腐りにくいことからエクステリアに利用 ・米国では「フェンス・デッキ材はシダー」という根強い樹種需要が存在 ・特に西海岸において需要が高い
価格・市況	・WRC価格は、構造材と異なる高価格帯を形成 ・製品価格はウッドショック前でも50,000円/m3以上と、日本での生産・輸出で採算がとれる価格帯 ・現在は更にウッドショックにより価格が高騰している状況
需給予測	・WRCデッキ・フェンス市場は拡大傾向 ・サイディング市場においては、ビニル製サイディングにシェアを奪われ、サイディング市場における木材シェアは1980年代の40%から2012年は5%まで縮小 ・WRC資源は希少性が高く、今後も資源量減少・工場減少の供給不足傾向が続くと予想されている

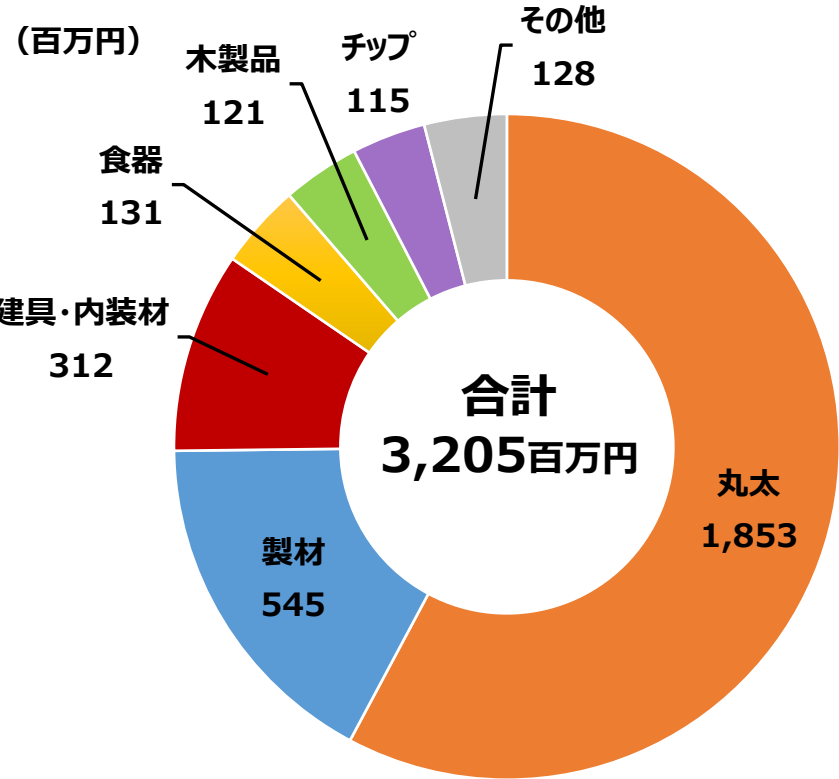
※ 製品消費量は2019年の実績値

※上記は国内事業者（バイヤー）の市場調査結果の情報提供を受けた内容
シダー市場についてはPacific Forestry Marketing Inc.資料、フェンス市場についてはGrand View Research「US Fencing Market Analysis」参照

■ 2024年:主要輸出先国・地域への木材輸出状況



■韓国への品目別木材輸出額（2024年）

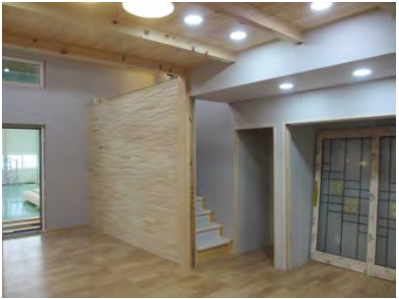


- 2024年の韓国向け木材輸出額は、前年比14%増の32億円。
- 品目別では丸太が同11%増の19億円で、全体の約 6 割を占める。樹種別にみると、スギが60%、ヒノキが27%となっており、韓国国内で内装材等加工されている。
- 製材は同10%増の 5 億円で、全体の約 2 割を占める。樹種別にみると、ヒノキが65%、スギが20%となっており、韓国国内で内装材等に利用されている。
- このほか、さねはぎ加工材や木製建具等の建具・内装材が 3 億円程度輸出されている。

資料：財務省「貿易統計」（2024年確々報）

注：HSコード44類のうち以下の品目を集計。

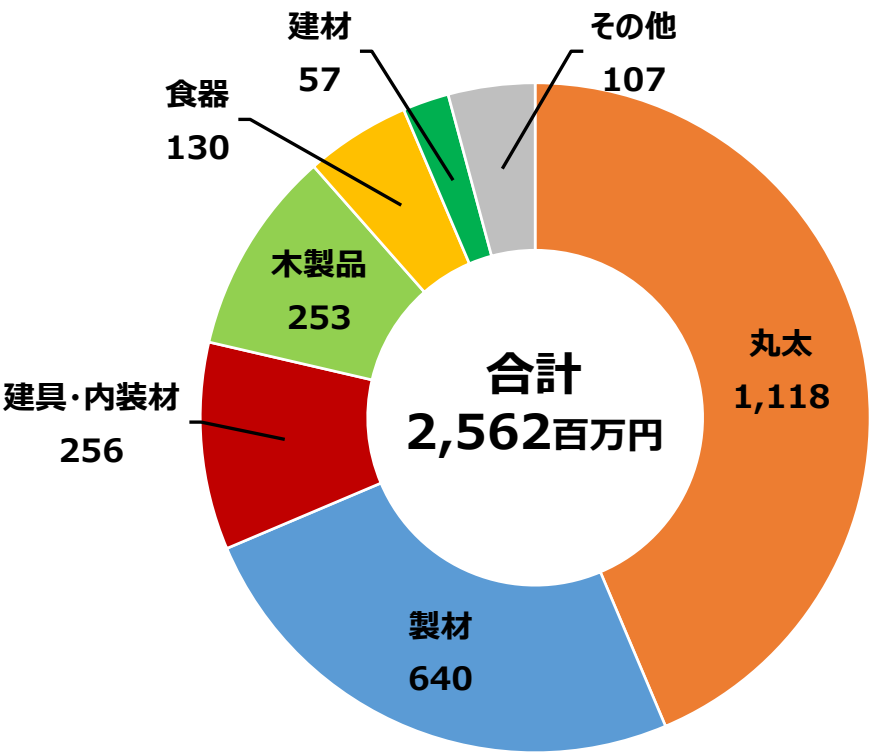
品目分類	統計品目（ ）内はHSコード集計範囲
合板等	合板、LVL、その他積層木材 等（4412）
建材	構造用集成材、CLT 等（4418.8）
土木資材	木杭、枕木、コンクリート型枠（4404、4406、4418.4）
建具・内装材	建具、さねはぎ加工材、床用パネル、木製ドア等（4409、4418.1～3、5～7、9）
家具等原料	化粧板、パーティクルボード、MDF 等（4408、4410、4411）
食器	木製食器（漆塗り）、箸 等（4419.12～90）
木製品	木像、寄木細工/装飾木箱等、樽、パレット、箱 等（4414～4417、4419.11、4420、4421）



■ 2024年:主要輸出先国・地域への木材輸出状況

■台湾への品目別木材輸出額（2024年）

(百万円)



- 2024年の台湾向け木材輸出額は、前年比3%減の26億円。
- 品目別では丸太が同9%減の11億円で、全体の約4割を占める。樹種別に見ると、スギが85%、ヒノキが10%となっており、スギは型枠材や梱包材、ヒノキは内装材等加工されている。
- 製材は同2%増の6億円で、全体の4分の1を占めており、樹種別に見るとスギが59%、ヒノキが34%となっている。
- このほか、木製ドア、さねはぎ加工材等の建具・内装材が3億円程度輸出されているほか、CLTも輸出されている。



台湾で使用されているコンクリート型枠板と使用現場

資料：財務省「貿易統計」（2024年確々報）
注：HSコード44類のうち以下の品目を集計。

品目分類	統計品目（ ）内はHSコード集計範囲
合板等	合板、LVL、その他積層木材 等（4412）
建材	構造用集成材、CLT 等（4418.8）
土木資材	木杭、枕木、コンクリート型枠（4404、4406、4418.4）
建具・内装材	建具、さねはぎ加工材、床用パネル、木製ドア等（4409、4418.1～3、5～7、9）
家具等原料	化粧板、パーティクルボード、MDF 等（4408、4410、4411）
食器	木製食器（漆塗り）、箸 等（4419.12～90）
木製品	木像、寄木細工/装飾木箱等、樽、パレット、箱 等（4414～4417、4419.11、4420、4421）

出典：（一社）日本木材輸出振興協会「台湾における木材需給と木材産業の現状と動向」

【参考】 2024年 日本の「木材」輸出相手国ランキング（輸出額の上位22カ国における輸出品目）

→ 上位 5 カ国（地域）で輸出額全体の 9 割を占め、中国向けが全体の 5 割強。主要 3 品目（丸太、製材、合板等）が全体の 8 割。

輸出金額 順位	輸出先国	丸太	製材	合板等	建材	土木資材	建具・ 内装材	家具等原料	食器	木製品	薪・炭	チップ	年間輸出額 （千円）
	HSコード →	4403	4407、4413	4412	4418.8	4404、4406	4409、4418.1～ 7、4418.9	4408、4410、 4411	4419.12～90	4414～4417、 4419.11、4420、4421	4401.11～12、 4402.10～90	4401.21～49、 4405	
上位5カ国 93%	1 中国	25,127,889	1,771,263	300,225	308,322	2,519	359,399	198,060	566,785	953,967	15,571	51,483	29,655,483
	2 フィリピン		1,083,950	6,992,615		2,100	83,238	648,949	11,084	43,285			8,865,221
	3 米国	478	2,801,789	10,095	195,112		1,337,303	103,921	383,758	743,680	27,482	516	5,604,134
	4 韓国	1,852,830	544,884	27,651	79,250		312,461	17,878	131,133	120,591	3,488	114,848	3,205,014
	5 台湾	1,117,915	640,034	21,587	57,174	31,759	256,431	37,137	130,104	253,027	16,762		2,561,930
	6 インドネシア	1,140	193,937	7,426			2,408	419,253	2,622	14,413	1,434	950	643,583
	7 バトナム	102,600	79,588	8,904	9,549		24,202	130,774	18,751	109,504	39,125	6,952	529,949
	8 タイ		189,668	1,961		206	72,735	10,302	20,316	54,476	4,799	11,910	366,373
	9 香港		1,933				13,117	7,515	93,118	203,655	9,534	299	329,171
	10 英国		16,092	6,298			8,356	3,729	62,778	164,276	2,299		263,828
	11 フランス		3,817		750		9,594	1,991	31,448	129,820	58,038		235,458
	12 シンガポール			325			10,177	392	57,743	92,636	18,326		179,599
	13 オランダ		19,813				31,560		34,420	64,153	629		150,575
	14 ドイツ		8,552				245	1,214	35,502	83,348	5,105	937	134,903
	15 オーストラリア		8,119	4,778			17,689	3,078	17,577	46,568	8,984		106,793
	16 アラブ首長国連邦			270		704	26,476	1,733	33,528	26,386	2,021		91,118
	17 スイス		2,153	1,053			2,137		13,353	50,774			69,470
	18 マレーシア	6,024					25,430	7,023	8,276	21,750			68,503
	19 カナダ			2,349			9,024	333	18,107	29,639	6,127		65,579
	20 カンボジア	890						53,476	1,827	4,027			60,220
	21 デンマーク		1,488				1,921		3,523	37,878	2,462		47,272
	22 インド		1,780		4,000		7,704	2,932	264	22,937			39,617
上位22カ国計		28,209,766	7,368,860	7,385,537	654,157	37,288	2,611,607	1,649,690	1,676,017	3,270,790	222,186	187,895	53,273,793
総計(90カ国)		28,226,775	7,396,665	7,393,086	662,722	38,313	2,659,507	1,686,790	1,763,139	3,488,766	246,300	191,449	53,753,512
品目割合		53%	14%	14%	1%	0%	5%	3%	3%	6%	0%	0%	(2024年輸出額計)

80%

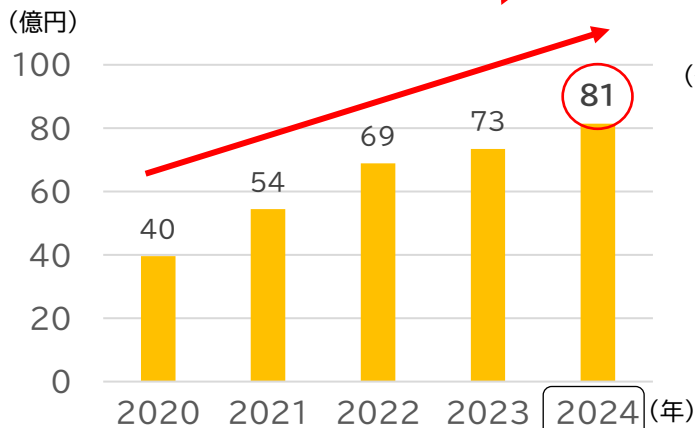
品目分類	統計品目（）内はHSコード集計範囲）
合板等	合板、LVL、その他積層木材 等(4412)
建材	構造用集成材、CLT 等(4418.8)
土木資材	木杭、枕木、コンクリート型枠(4404、4406、4418.4)
建具・内装材	建具、さねはぎ加工材、床用パネル、木製ドア等(4409、4418.1～3、5～7、9)
家具等原料	化粧板、パーティクルボード、MDF 等(4408、4410、4411)
食器	木製食器(漆塗り)、箸 等(4419.12～90)
木製品	木像、寄木細工/装飾木箱等、樽、パレット、箱 等(4414～4417、4419.11、4420、4421)

資料：財務省貿易統計（HSコード44類、2024年確々報）

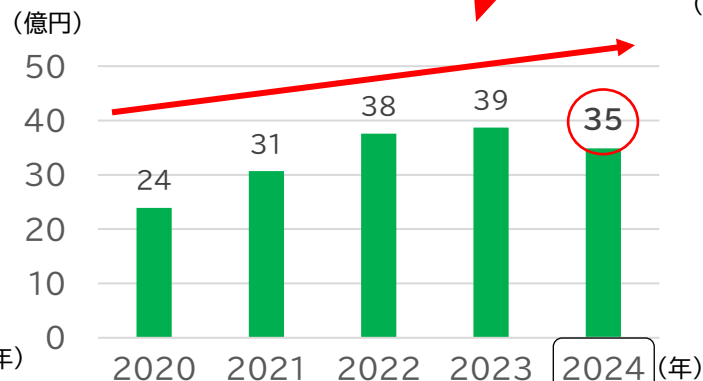
■ 木製家具、木製品、木製食器の輸出額

➤ 近年、木製家具、木工品、木製食器の輸出額は増加傾向。幅広い海外マーケットが存在。

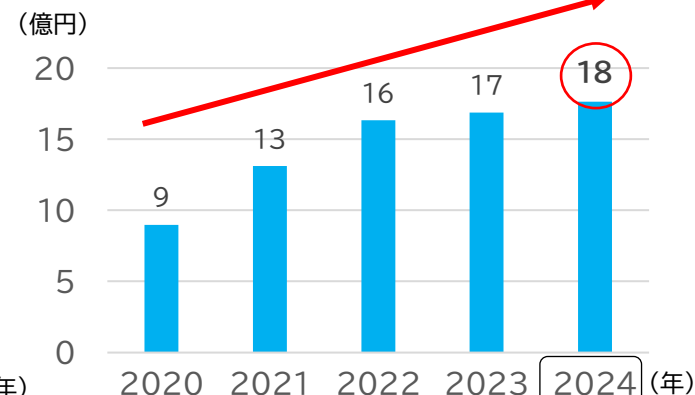
木製家具



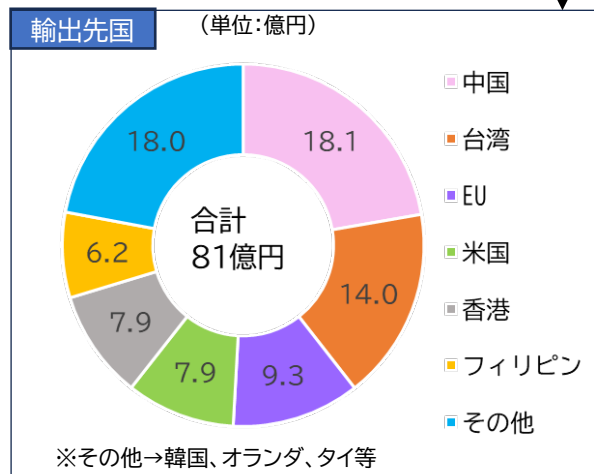
木工品
(寄木細工、
装飾木箱、
パレット等)



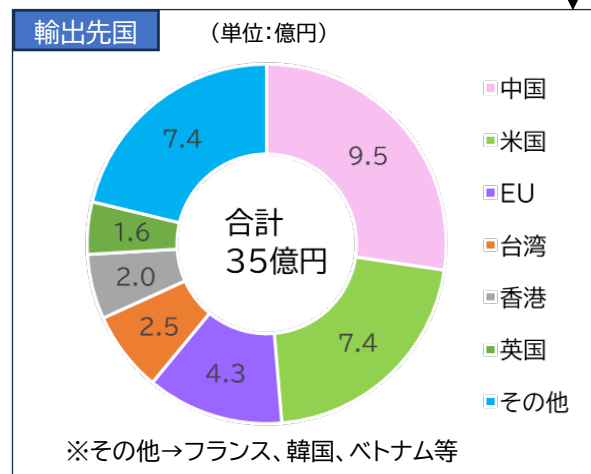
木製食器



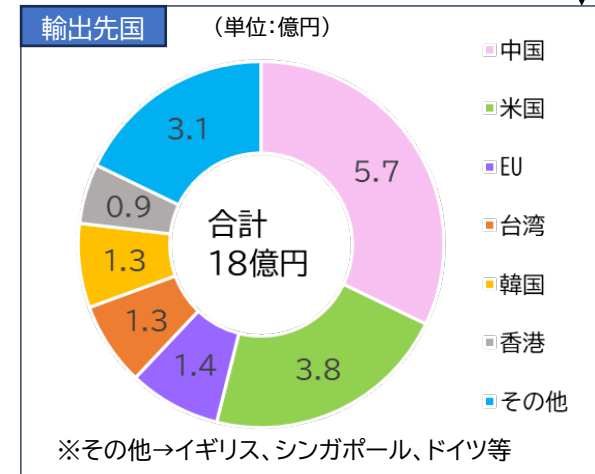
輸出先国 (単位:億円)



輸出先国 (単位:億円)



輸出先国 (単位:億円)



【参考】 2024年 日本の「木製家具」輸出相手国ランキング（輸出額の上位22カ国における輸出品目）

順位	輸出先国	年間輸出額 （千円）	品目内訳					
			木製イス （アップホルスター）	木製イス （その他）	木製家具 （事務所）	木製家具 （台所）	木製家具 （寝室）	木製家具 （その他）
1	中国	1,813,253	194,934	67,120	21,783	369,429	8,058	1,151,929
2	台湾	1,397,829	287,284	73,682	210	781,613	39,672	215,368
3	米国	792,486	234,782	71,325	3,377	21,137	14,744	447,121
4	香港	790,071	272,452	57,087		19,855	12,727	427,950
5	フィリピン	620,494	23,781	640	3,180	9,107	210	583,576
6	韓国	452,527	218,594	22,874	2,661	4,872	2,835	200,691
7	オランダ	404,771	186,434	66,888	5,471			145,978
8	タイ	343,287	25,884	3,840	14,514	13,681	1,006	284,362
9	シンガポール	235,278	72,971	50,607	1,485	2,832	1,506	105,877
10	ベルギー	189,363	129,811	54,414				5,138
11	オーストラリア	163,957	44,033	65,369	3,026	264	341	50,924
12	イタリア	135,383	23,615	37,775		1,208		72,785
13	インド	104,103	20,006	2,532	3,133	55,957	440	22,035
14	ドイツ	75,313	51,853	1,237	287			21,936
15	カナダ	68,855	32,297	10,824				25,734
16	フランス	60,913	17,445	2,408		600	4,437	36,023
17	アラブ首長国連邦	42,871	20,429	5,981	4,175			12,286
18	インドネシア	35,961	14,655	3,465	889			16,952
19	マレーシア	34,365	7,859	515	4,434	2,262	1,465	17,830
20	英国	33,251	7,714	3,669	247		935	20,686
21	ベトナム	29,352	2,205	307		15,638	811	10,391
22	ニュージーランド	28,755	18,148	3,787				6,820
22カ国計		7,852,438	1,907,186	606,346	68,872	1,298,455	89,187	3,882,392
⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
2024年輸出額合計 （全73カ国）		8,141,919	1,990,568	617,448	96,123	1,303,597	91,726	4,042,457

資料：財務省貿易統計（2024年確々報）

(参考資料)

- ・ 統計データ、木材輸出に関する情報（報告書） 30ページ
- ・ 輸出支援プラットフォーム 32ページ
- ・ JETRO・JFOODO 33ページ
- ・ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP） 35ページ
- ・ 輸出事業計画の策定・実行支援 37ページ
- ・ フラッグシップ輸出産地 42ページ
- ・ 予算概要 45ページ



- 過去の報告書（「林野庁 木材輸出 報告書」で検索）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai_yusyutu_houkoku.html



- 輸出統計（「林野庁 木材輸出 統計」で検索）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai_yusyutu_toukei.html



- 各国の規格・規制の一覧（輸出に関する手続き・制度）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai_yusyutu_seido.html

- 木材輸出関係情報の発信

→木材輸出に係るセミナーや報道情報をメルマガとして
林野庁から発信しています。

- お問い合わせは、林野庁 木材利用課 木材輸出推進班まで

03-6744-2299

mokuzai_yusyutsu@maff.go.jp

■ 木材輸出に関する情報(報告書)

資料:林野庁ホームページ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai_yusyutu_houkoku.html

国、地域	規格・規制調査	輸出ポテンシャル調査	日本産木材製品 輸出先国調査	植物検疫条件や 流通・販売規制等調査	植物検疫条件や 流通・販売規制等調査	(参考) 2024年の人口 出典:国連人口部 (United Nations Population Division)
	【報告書名】 輸出相手国の規格・規制 調査 【調査時点】 R5.3月 【調査実施者】 有限責任監査法人トーマツ	【報告書名】 東アジア地域等における 日本産木材の輸出ポテ ンシャル調査 【調査時点】 R5.3月 【調査実施者】 三菱UFJリサーチ&コンサル ティング	【報告書名】 日本産木材製品の新た な輸出先国調査(中国、 韓国、台湾、米国) 【調査時点】 R4.3月 【調査実施者】 有限責任監査法人トーマツ	【報告書名】 東南アジア地域等におけ る木材製品の植物検疫 条件や流通・販売規制等 調査報告書 【調査時点】 R2.3月 【調査実施者】 日本木材輸出振興協会	【報告書名】 欧州地域等における木 材製品の植物検疫条件 や流通・販売規制等調査 報告書 【調査時点】 R2.3月 【調査実施者】 日本木材総合情報センター	
中国			●			14億1,932万人
米国			●			3億4,542万人
韓国	●	●	●			5,171万人
台湾	●	●	●	●		(2,321万人)
インドネシア	●			●		2億8,348万人
ベトナム	●			●		1億0,098万人
シンガポール	●					583万人
EU(※1)	●					(※2)
オーストラリア				●		2,671万人
インド				●		14億5,093万人
ロシア					●	1億4,482万人
イギリス					●	6,913万人
フランス					●	6,654万人
オランダ					●	1,822万人
アラブ首長国連邦					●	1,102万人

※1 【EU加盟国(27カ国)】

アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

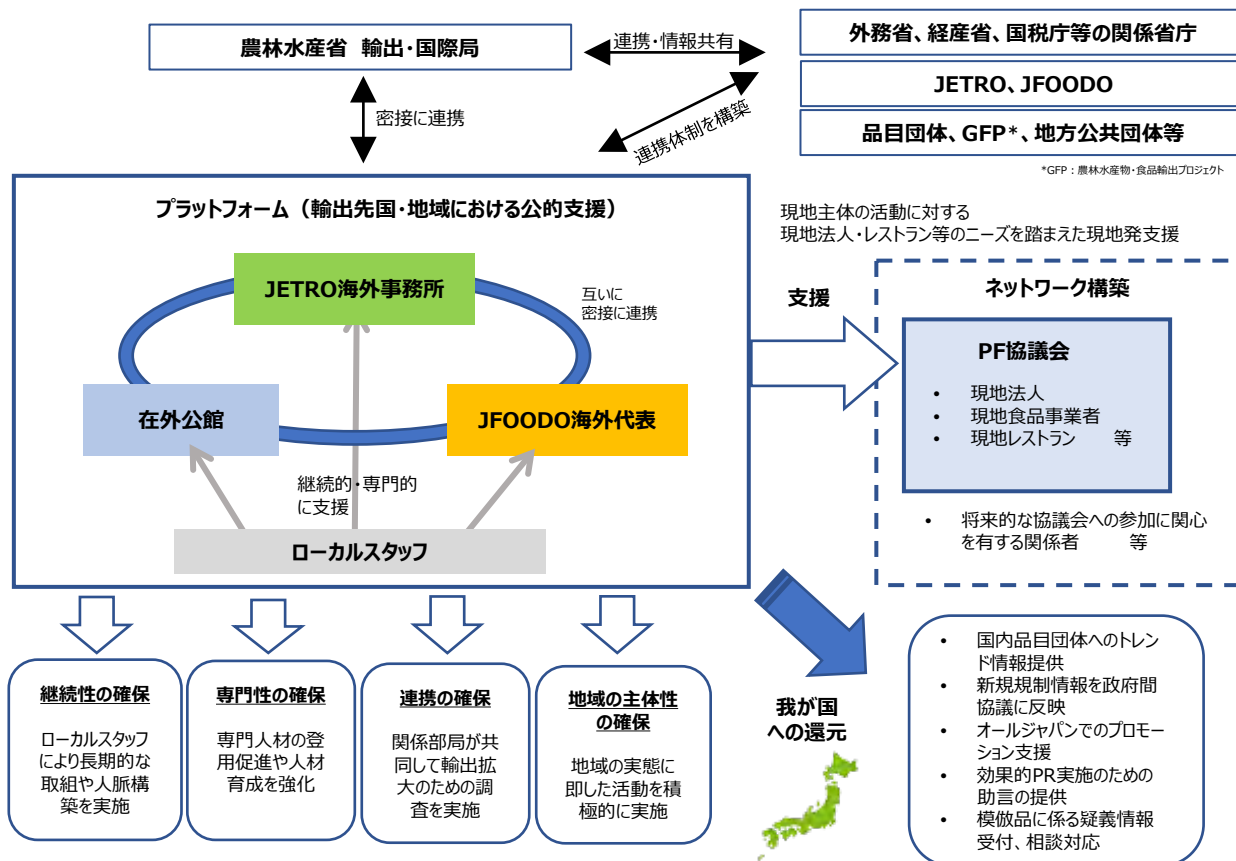
※2 【EUの人口】

4億4,875万人(EU27カ国、2023年1月1日時点、暫定・推計値、出所:EU統計局)うち、ユーロ圏20カ国は3億4,961万人(暫定値)

輸出支援プラットフォーム

- **輸出支援プラットフォーム**は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、**輸出先国・地域において輸出事業者**を包括的・専門的・継続的に**支援**するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。
在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の**10カ国・地域（16拠点）**において立ち上げ済。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	拠点設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ



JETRO・JFOODOの取組概要

- JETROでは、（１）輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等サポート、（２）海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催によるビジネスマッチング支援等、輸出促進に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施。
- JFOODOでは、日本産の農林水産物・食品のブランド力を高めて輸出拡大に貢献していくため、海外市場分析に基づく現地での戦略的プロモーションや日本食・食文化の魅力発信を実施。

輸出事業者等サポート

1. 輸出セミナーの開催

- ・商談スキルセミナー
- ・品目別セミナー
- ・海外マーケットセミナー

2. 制度・マーケット情報の提供

- ・品目別輸入制度調査
- ・海外有望市場商流調査

3. 相談対応

- ・農林水産物・食品輸出相談窓口
- ・海外コーディネーター（海外在住の専門家）による輸出支援相談

ビジネスマッチング支援

1. 海外見本市出展支援

JETROが主催・参加する海外見本市の
ジャパン・パビリオンへの出展をサポート

2. 国内・海外商談会

- ・国内・海外商談会
（世界各国の優良バイヤーとの商談会や、
国内商社とのマッチング）
- ・常時オンライン商談
（随時海外バイヤーと商談アレンジ）

3. 食品サンプルショールーム設置

海外主要都市のジェトロ事務所等にショールーム
を設置し、バイヤーに新商品を提案

4. 専門家（輸出プロモーター）による個別支援

輸出に熱意があり有望な商品を持つ企業を
専門家が一貫サポート

日本産農林水産物・食品の ブランディング

1. 戦略的プロモーション

現地実店舗と連携したプロモーション
やメディアを活用したプロモーションを展開

2. 日本食・食文化の魅力発信

国際会議の活用やポータルサイト（Taste of
Japan）等による日本食・食文化の魅力発信

海外市場の開拓

1. 海外コーディネーターによる新規 バイヤーの開拓

2. 日本産食材サポーター店等と連 携したプロモーション

3. Japan Street

- ・BtoBプラットフォーム（電子カタログサイト）

4. Japan Mall

- ・海外主要ECサイトでの買取販売支援

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 輸出事業者等サポート

- 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等を実施。

輸出セミナーの開催



輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

制度・マーケット情報の提供



農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

輸出先各国の制度及び市場情報等について調査し、JETROポータルサイトで情報を提供。

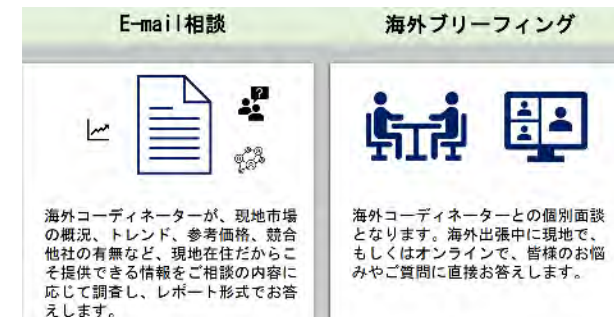
相談対応

■ 農林水産物・食品輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。



■ 海外コーディネーターによる輸出支援相談



JETROが海外に配置する農林水産物・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。

■ 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の取組

- GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。
農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る
「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、専門家による輸出診断、事業者同士のマッチング、セミナーの開催や、
規制など輸出に関する各種情報提供等の支援を実施。



GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・ 専門家による無料の輸出診断
- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・ セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・ 過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

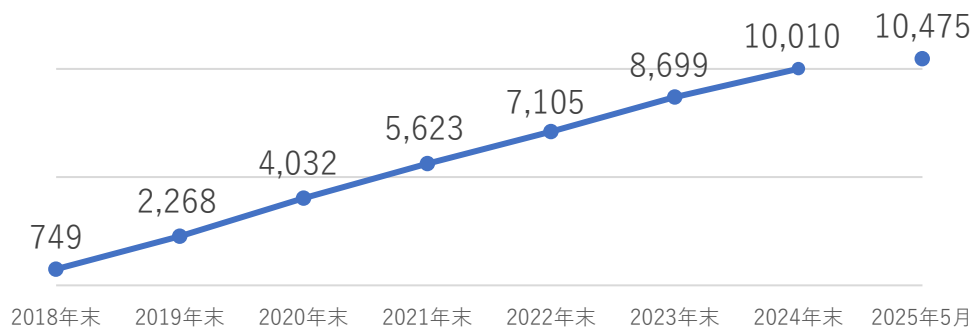
- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・ セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・ 過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

GFPの登録状況（2025年5月末時点）

GFP登録者の内訳

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	5,795
流通事業者、物流事業者	4,680
合計	10,475

GFP登録者数の推移



GFP(日本の農林水産物・食品輸出プロジェクト)のサービス

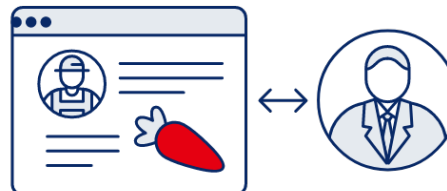
GFPコミュニティサイトに登録することで様々なサービスを利用することができます！

1 輸出診断



農林水産省がJETRO、輸出の専門家とともに、輸出の可能性を無料で診断します。

2 会員向けコンテンツ



登録者が、自分の商品やサービスをGFPサイトのマイページで発信したり、気になる事業者と直接コンタクトできます。

3 交流会・セミナーの開催



情報交換、交流、知識の習得を目的としたセミナー等多様なイベントを開催します。

4 情報発信



会員限定のメール配信、Facebook等でGFP関連の情報発信を随時行っております。



GFP

農林水産物・食品
輸出プロジェクト

GFPの使い方がすぐにわかる！

動画 GFPって、なに？



視聴はこちら

無料の会員登録はこちら！

GFP公式サイト



登録はこちら

輸出事業計画の策定・実行支援

輸出事業計画の認定制度とは

- 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度（令和2年度から実施）。

これまでの認定数（累積）

輸出事業計画**758件**を認定（令和7年4月末時点）

主な計画記載事項

- ① 輸出事業の**目標**
- ② 輸出事業の対象となる**農林水産物・食品**及び**輸出先国**
- ③ 輸出事業の**内容及び実施期間**
- ④ 輸出事業の実施に必要な**資金額・調達方法**
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の**輸出の現状**
 - －輸出拡大に向けた**課題**

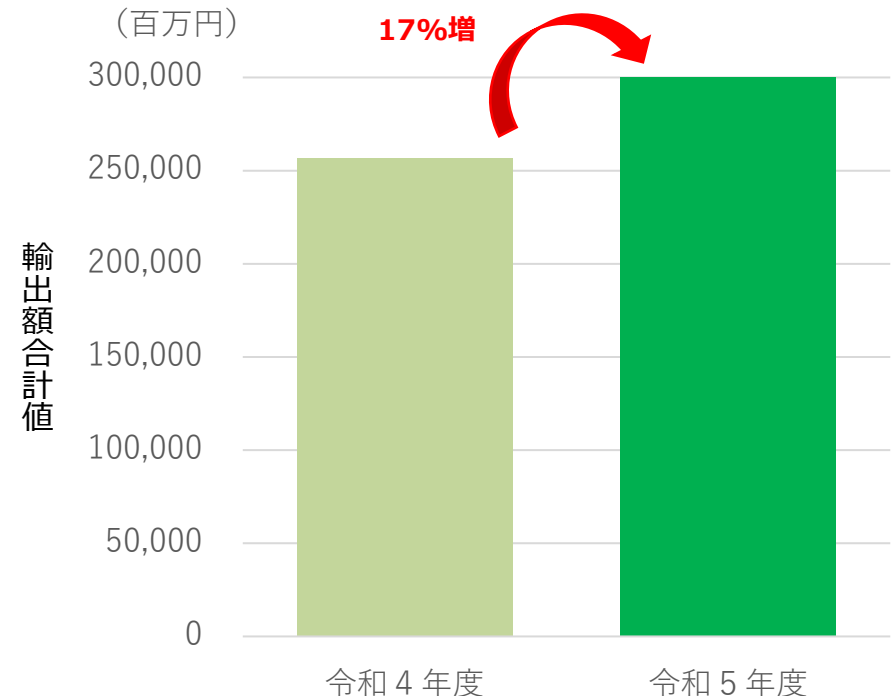
支援措置

- 各種輸出関連予算事業に対する優遇措置
- 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
- 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度
- 食品等流通合理化促進機構による債務保証
- 農地転用手续のワンストップ化

このほか、国からのフォローアップを希望する認定輸出事業者に対しては、関係機関と連携しながら各地方農政局等からフォローアップを実施。

輸出事業計画策定者の輸出額実績

令和5年度における輸出事業計画策定者（有効回答数468事業者※）の輸出額合計値は、前年と比較して**増加**。



※：令和6年12月時点で、令和4年度及び令和5年度の輸出額実績が把握できる輸出事業計画策定者数

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（令和7年度当初予算）

以下に掲載される各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ハード事業

- 1 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）（優先採択）**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。
- 2 農業農村整備事業（優先採択）**
競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等を推進。

ソフト事業

- 1 サプライチェーン連結強化プロジェクト（優先採択）**
国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち**
(1) 大規模輸出産地モデル形成等支援事業（優先採択）
地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。
(2) 規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業（優先採択）
食品事業者等に対するセミナー・商談会の開催、輸出に必要な食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組を支援。
- 3 輸出環境整備推進事業のうち**
(1) 農畜水産モニタリング検査支援事業（優先採択）
輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセウ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援。
(2) 輸出先国規制対応支援事業（優先採択）
輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応等に係る事業者の取組を支援。
- 4 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（優先採択）**
品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策等に係る経費を支援。
- 5 農業知的財産保護・活用総合支援事業（優先支援）**
現場関係者の知財意識の底上げに向けた研修等の実施、農業知財専門人材の拡大に向けた人材育成、海外におけるGI不正使用事案等の模倣品の調査等を支援。
- 6 育成者権管理機関支援事業（優先支援）**
育成者権者に代わって、海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援。
- 7 地理的表示活用推進支援事業（優先採択）**
海外での日本ブランド保護のため、当該産品の名称の商標出願やGI申請・登録費用及び侵害対策費用を支援。
- 8 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組（優先採択）**
G F Pに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組の推進。
- 9 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち**
(1) グリーンな栽培体系加速化事業（優先採択）
グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。
(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択）
地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。
- 10 持続的生産強化対策事業のうち**
(1) 果樹農業生産力増強総合対策（優先採択）
省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。
(2) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（優先採択）
茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。
(3) ジャパンフラワー強化プロジェクト推進（優先採択）
花き流通の効率化、産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等を支援。
- 11 みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業のうち**
(1) 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発
(2) プリ輸出拡大の実現に向けて、魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発
(3) ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発（いずれも優先採択）
- 12 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業（優先採択）**
民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。
- 13 農家負担金軽減支援対策事業（対象地区の拡大）**
担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額を助成する。
- 14 中山間地農業ルネッサンス推進事業（優先採択）**
地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。
- 15 オープンイノベーション研究・実用化推進事業（優先採択）**
国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

※ 事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（令和6年度補正予算）

以下に掲載する各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ソフト事業/ハード事業

1 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策（優先採択）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。

ソフト事業

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

(1) GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（優先採択）

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

(2) 加工食品クラスター輸出緊急対策事業（優先採択）

加工食品の輸出拡大に向けて、地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援。

(3) 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

(4) 水産エコラベル認証取得支援事業（優先採択）

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

2 サプライチェーン連結強化緊急対策（優先採択）

輸出拡大が見込まれる品目を主とした取組を対象に、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

3 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出加速化連携推進事業（優先採択）

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化、付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等、商品開発や販売ルート開拓に対して支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

(1) 輸出先の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査支援緊急事業(優先採択)

輸出先国が求める農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を支援。

(2) 国際的に通用する認証等取得緊急支援事業(優先採択)

輸出先国の消費者や取引先等から求められる国際的に通用する認証等の新規取得の取組に対して支援。

(3) コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業（優先採択）

① 精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬・重金属検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制対応のための取組等の推進② 海外実需者が求める、輸出先国が求める規制より厳しい要件に対応するための取組の推進等を支援。

(4) 植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先採択）

海外における知的財産の取得や侵害への対策に必要な費用を支援。

(5) 模倣品等対策事業（優先支援）

我が国の農林水産物・食品の海外における模倣品の調査、侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

5 新市場開拓プロジェクト事業のうちコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業(優先採択)

① 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組む海外需要開拓及びプロモーションの推進、② 海外需要に応える環境整備のための実証を支援。

6 みどりの食料システム戦略緊急交付金のうち

(1) グリーンな栽培体系加速化事業（優先採択）

グリーンな栽培体系への転換に向けた、① 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証、② 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択）

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

7 林業・木材産業国際競争力強化総合対策

(1) うち木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査等を支援。

(2) うち木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の需要拡大支援事業（優先採択）

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出時の輸送手段や輸送中の取扱い、品質管理等の検証を支援。

8 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、地域計画の早期実現に向け、担い手が農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実。

※ 事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）による支援

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 償還期限**
25年以内（うち据置期間3年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（租税特別措置法にて別途措置）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等の取得等をした場合、これらの資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

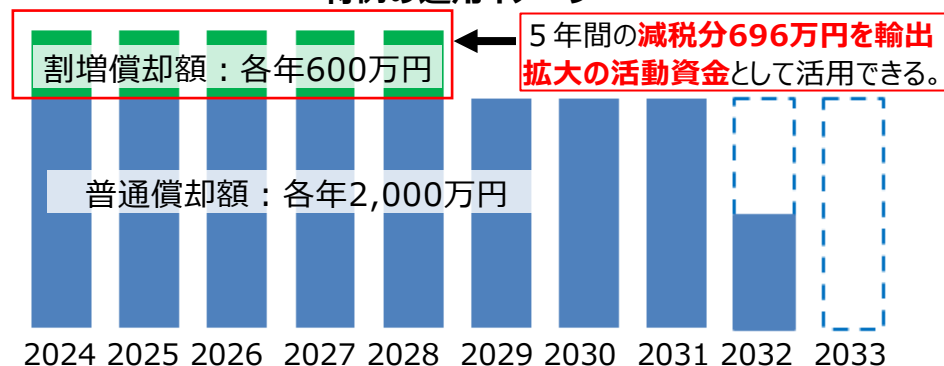
- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること
- | 年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 割合 | 15% | 20% | 25% | 30% | 40% | 50% |
- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
 - ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
 - ④ 開発研究用資産ではないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ



フラッグシップ輸出産地について

- 輸出拡大実行戦略において、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定し、公表することとしたところであり、これまでに80産地を認定。

▶フラッグシップ輸出産地の選定基準

- ① 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること
- ② 品目ごとに設定された一定の量又は金額の輸出実績があること
- ③ サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出していること 等

- 「フラッグシップ輸出産地」に対し、各種支援措置を優先的に実施することにより、その更なる拡大・発展を後押し



フラッグシップ輸出産地 認定産地一覧（令和6年12月時点）

青果物（29産地）

りんご	全国農業協同組合連合会山形県本部②	山形県
	株式会社日本農業①	青森県
ぶどう	アグベル株式会社①	山梨県、茨城県
	株式会社新亜商事②	山梨県
	全国農業協同組合連合会岡山県本部（JA岡山、JA晴れの国岡山）②	岡山県
	全国農業協同組合連合会長野県本部②	長野県
もも	全国農業協同組合連合会山梨県本部（JAフルーツ山梨・JAふえぶき・JA山梨みらい・JA南ア）	山梨県
	ルプス市・JA梨北①	
	笛吹農業協同組合一宮ブロック果実販売対策協議会①	山梨県
	全国農業協同組合連合会岡山県本部（JA岡山、JA晴れの国岡山）②	岡山県
かんきつ	全国農業協同組合連合会山梨県本部（JAフルーツ山梨・JAふえぶき・JA山梨みらい・JA南ア）	山梨県
	ルプス市・JA梨北①	
いちご	笛吹農業協同組合一宮ブロック果実販売対策協議会①	山梨県
	えひめ愛フード推進機構①	愛媛県
かき加工品（干し柿）	株式会社ローンファーム熊本①	熊本県
	みかん輸出コンソーシアム①	宮崎県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
いちご	農事組合法人富山干柿出荷組合連合会②	富山県
	みなみ信州農業協同組合①	長野県
	株式会社イチゴラス①	熊本県、三重県、兵庫県
	サプライジングファーマーズ株式会社①	熊本県
かんしゅ	静岡県経済農業協同組合連合会①	静岡県
	島原雲仙農業協同組合①	長崎県
	かとり農業協同組合①	千葉県
	株式会社くしまアイファーム①	宮崎県、北海道、茨城県、熊本県、鹿児島県
玉ねぎ	ジャパンベジタブル株式会社①	静岡県
	Japan potato有限公司①	鹿児島県、千葉県、茨城県
	なめがたしおさい農業協同組合甘藷部会連絡会①	茨城県
	農家ソリエーず①	徳島県
メロン	有限会社南橋商事①	鹿児島県、宮崎県
	ホクレン農業協同組合連合会②	北海道
メロン	静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所①	静岡県

花き（3産地）

切り花	愛知みなみ農業協同組合②	愛知県
盆栽	赤石五葉松輸出振興組合①	愛媛県、香川県
	高松盆栽輸出振興会①	香川県

茶（8産地）

茶	オーガニックティーミヤザキ①	宮崎県
	鹿児島県経済農業協同組合連合会②	鹿児島県
茶	株式会社大石茶園①	福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県
	株式会社流通サービス①	静岡県
	株式会社まるゑい②	三重県
	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会	京都府
	宇治茶部会①	
	静岡オーガニック抹茶株式会社①	静岡県
茶	丸山製茶株式会社①	静岡県

米（6産地）

米	株式会社百笑市場①	茨城県
	全国農業協同組合連合会滋賀県本部（JA全農しが）②	滋賀県
	新潟コボタグループ（㈱新潟コボタ・㈱新潟農商）②	新潟県
	ホクレン農業協同組合連合会②	北海道
	みな穂農業協同組合②	富山県
	みやぎ登米農業協同組合①	宮城県

水産物（12産地）

ぶり	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県
	東町漁業協同組合②	鹿児島県
	大分県漁業協同組合②	大分県
	尾鷲物産株式会社②	三重県、愛媛県、高知県、香川県
たい	グローバル・オーシャン・ワークスグループ②	鹿児島県
	三重県漁業協同組合連合会②	三重県、鹿児島県、長崎県、愛媛県
	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県
	愛南漁業協同組合②	愛媛県
しほあじ	株式会社播磨灘②	兵庫県
	カンパチ	鹿児島県
	クロマクロ	愛媛県
	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県

畜産物（21産地）

牛肉	秋田牛輸出促進コンソーシアム①	秋田県
	カミチク食肉輸出コンソーシアム①	鹿児島県
	黒樺牛輸出促進コンソーシアム②	熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県
	J A食肉かごしま輸出コンソーシアム①	鹿児島県
	スターゼンミートコンソーシアム①	鹿児島県、宮崎県
	ブランドおいた輸出促進協議会畜産部会②	大分県
	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道
	宮崎県牛肉輸出コンソーシアム②	宮崎県
	山形県食肉流通・輸出促進コンソーシアム①	山形県
	和牛マスター輸出拡大コンソーシアム②	兵庫県、北海道、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県
豚肉	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道
	オヤマ輸出コンソーシアム①	岩手県
鶏肉	徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会①	徳島県
	株式会社エムイーシーフーズ①	千葉県
鶏卵	株式会社マル①	群馬県、栃木県
	JA全農たまご株式会社①	青森県、岩手県、大分県、福岡県、鹿児島県
牛乳乳製品	熊本県酪農業協同組合連合会②	熊本県
	大山乳業農業協同組合②	鳥取県
	北海道乳業株式会社輸出促進協議会②	北海道
	雪印メグミルクコンソーシアム②	北海道
製材	よつ葉輸出促進協議会②	北海道

製材（1産地）

製材	桑原木材株式会社②	愛知県、岐阜県、三重県、長野県
----	-----------	-----------------

※ ①：第1回認定産地、②：第2回認定産地

【フラッグシップ輸出産地動画リンク】⇒



フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R7年度当初予算）

優先枠の設定

サプライチェーン連結強化プロジェクト（新規）

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

▶フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

補助上限額の上乗せ

グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。

▶更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

食料システム構築計画のみなし認定

食料システム構築支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金）（新規・拡充）

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、ソフト支援から農業施設整備までを一体的に支援

▶フラッグシップ輸出産地における輸出事業計画の認定を受けている者については、事業実施に際して必要となる「食料システム構築計画」の承認を受けたこととみなす

優先採択（ポイント加算等）

1 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

◎ グリーンな栽培体系加速化事業

グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

2 ○データ駆動型農業の実践体制づくり支援

データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築、データ収集、分析機器の活用、新規就農者の技術習得等を支援。

3 ◎オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

4 ◎農業農村整備事業

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等を推進。

5 ◎農業農村整備関係事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援。

6 ◎農業農村整備関係事業（畑作等促進整備事業）

畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

7 ◎農地利用効率化等支援交付金

地域計画の目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

8 ◎集落営農連携促進等事業

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組（雇用、法人化、共同利用機械等の導入等）を支援。

9 持続的生産強化対策事業のうち

◎ 果樹農業生産力増強総合対策

省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。

◎ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

◎ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

花き流通の効率化、産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等を支援。

10 ◎新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業

民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

11 ◎食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者からなるコンソーシアムが作成する計画に基づく食肉処理施設の再編や高度な加工処理、省力化のための設備導入等を支援。

12 ◎輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援。

13 ◎食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費を支援。

14 ◎米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組

G F Pに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組の推進。

15 ◎植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策等に係る経費を支援。

フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R6年度補正予算）

優先枠の設定

サプライチェーン連結強化緊急対策

輸出拡大が見込まれる品目を主とした取組を対象に、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

▶フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

優先採択（ポイント加算等）

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

◎ 青果物輸出産地体制強化加速化事業

産地と輸出事業者が連携して行う取組に対し、植物検疫条件や残留農薬基準等に対応した生産体制の強化や、輸出先国・地域までの品質の保持に向けた流通体制の強化、産地間連携に向けた合意形成を図る取組等に係る費用を支援。

◎ 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

◎ 水産エコラベル認証取得支援事業

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

◎ 輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、輸出先国が定める輸入条件への対応並びに輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費（コンサルティング経費等）を支援する。

2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

◎ 水産物輸出加速化連携推進事業

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化、付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等、商品開発や販売ルート開拓に対して支援。

3 輸出環境整備緊急対策事業のうち

◎ 国際的に通用する認証等取得緊急支援事業

輸出先国の消費者や取引先等から求められる国際的に通用する認証等の新規取得の取組に対して支援。

◎ コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業

①精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬・重金属検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制対応のための取組等の推進②海外実需者が求める、輸出先国が求める規制より厳しい要件に対応するための取組の推進等を支援。

◎ 植物品種等海外流出防止緊急対策事業

海外における知的財産の取得や侵害への対策に必要な費用を支援。

◎ 模倣品等対策事業

我が国の農林水産物・食品の海外における模倣品の調査、侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

4 ◎ 新市場開拓プロジェクト事業のうちコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業

① 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組む海外需要開拓及びプロモーションの推進、②海外需要に応える環境整備のための実証を支援。

補助上限額の上乗せ

1 GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

▶フラッグシップ輸出産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

2 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

生産から輸出まで一貫した輸出促進を図る体制（コンソーシアム）が実施する商談や産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援。

▶事業の上限額の優遇

5 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち

◎ グリーンな栽培体系加速化事業

グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

6 ○ スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち スマート生産方式SOP作成研究

スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進。

7 ◎ 農産物等輸出拡大施設整備事業

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備を支援。

8 ◎ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業

食肉処理施設の再編等や輸出拡大に必要な施設の整備、乳製品加工施設の高度化等により、国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を支援。

9 ◎ 担い手確保・経営強化支援事業

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、地域計画の早期実現に向け、担い手が農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実。

10 ◎ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹・茶）

需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の取組を支援。

11 林業・木材産業国際競争力強化総合対策

◎ うち木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援。

※ ◎ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する優遇措置（ポイント加算、要件化等）に加えて、フラッグシップ輸出産地に対し、追加的に優遇措置を設ける事業
○ それ以外の事業

＜対策のポイント＞

輸出に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、海外のツーバイフォー構造材市場への早期展開を想定したターゲット国の市場実態等の調査・分析を実施するとともに、輸出ターゲット国における日本産木材製品の認知度向上を図る取組、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題を解決する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 日本産木材製品のプロモーション活動支援

海外のツーバイフォー構造材市場への早期展開を想定したターゲット国の市場実態、商慣習、消費者特性等の調査・分析を実施するとともに、輸出ターゲット国における日本産木材製品の認知度向上を図る取組を支援します。

2. 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援します。

3. 特用林産物の需要拡大

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出時の輸送手段や輸送中の取扱い、品質管理等の検証の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

日本産木材製品のプロモーション活動支援

- ・ターゲット国の市場実態等の調査・分析
- ・日本産木材製品の認知度向上



輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

- ・輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証

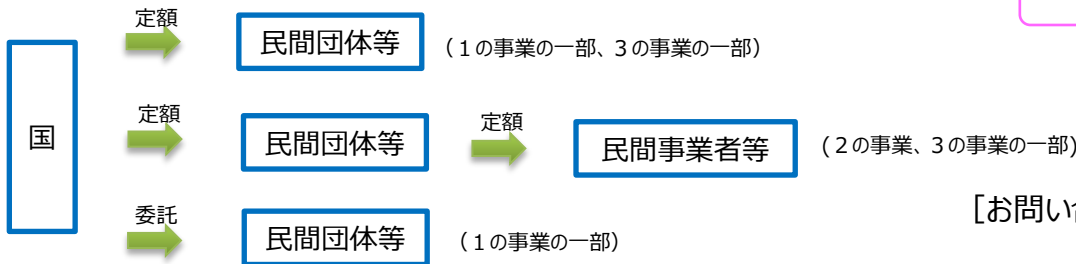


特用林産物の需要拡大

- ・輸出の課題解決に向け、輸出先国の消費動向や輸出時の輸送手段、輸送中の取扱い、品質管理等の検証



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2299）
（2の事業）林野庁木材産業課（03-6744-2295）
（3の事業）林野庁経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

木材製品の輸出拡大に向け、日本産のCLT、構造用集成材等について、グローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築
(新規)

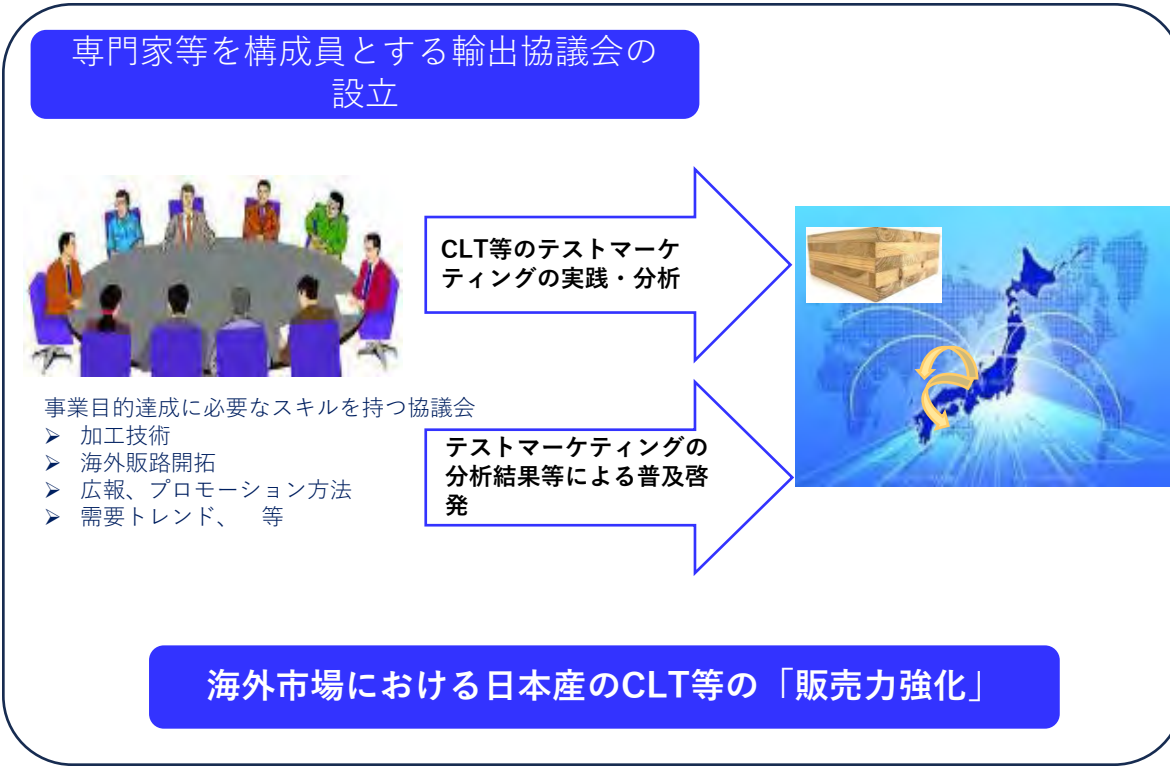
製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援します。

- 協議会の設立・運営
- 海外の市場ニーズ・商流等把握のためのテストマーケティングの実践・分析
- テストマーケティングの分析結果等を用いた関係者への普及啓発

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



高付加価値な木材製品の輸出拡大

<対策のポイント>
認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>		<事業イメージ>	
輸出重点品目について、認定品目団体等※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた次の①～⑩までの取組を支援します。 ※輸出促進法に基づき認定された団体及び認定に向け取り組む団体 ① 輸出ターゲット国・地域の市場・規制調査 ② 海外におけるジャパンブランドの確立 ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等 ④ 海外における販路開拓活動 ⑤ 輸出促進のための規格の策定等 ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備 ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援 ⑧ 新たな輸出先国・地域の開拓に向けた調査及び輸送試験 ⑨ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備 ⑩ ジェトロやJFOODOとの連携強化推進【6補正：4億円】 【7予算：8千万円】		①-例 ・マーケティングを行う現地エージェントを活用したコメ市場の調査 ・牛肉の非日系市場への商流開拓に向けた流通実態等の調査 ②-例 ・錦鯉の品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発 ・青果物の産地リレー出荷による小売店での長期棚確保実証 ③-例 ・米国への構造材輸出のためのスギ製材の性能検証 ・フランスの学校給食への日本式カレーの導入促進のためのレシピ等の提供や調理実習等の実施 ④-例 ・バイヤー等向け教育セミナーの開催、品目専門見本市への出展等 ・商談の多様化に向けた真珠のオンライン入札システムの開発 ⑤-例 ・輸送資材や温度管理、洗浄方法等、相手国等のニーズに対応した規格やマニュアル等の策定 ・商流構築のために構成員が行う必要な認証取得への支援(1/2以内) ⑥-例 ・旬の青果物を活用したスイーツによる外食店での長期間フェアを可能とするリレー出荷のための出荷時期や数量等の調整 ⑦-例 ・海外現地の市場や規制、手続等に精通する専門家による相談対応 ⑧-例 ・ぶりの品質保持や輸送効率化等のための輸送実証 ⑨-例 ・任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等 ⑩-例 ・ジェトロやJFOODOとの連携による現地系外食店でのフェアの実施等、新市場開拓に資する取組（①～⑨のいずれにも対応）	

ジャパンブランドの確立



製材の性能検証



包材の規格化



リレー出荷による
スイーツ店での
長期間フェア

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

メロン

もも

シャイマスカット

なし

かんしょ

クリスマス

いちご

きんかん

メロン

もも

シャイマスカット

なし

かんしょ

クリスマス

いちご

きんかん

「お問い合わせ先」 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

＜対策のポイント＞

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

＜事業目標＞

○ 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

①**地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化**
都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組を支援します。

②**大規模輸出産地のモデル形成**
①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**
※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援
輸出産地形成を具体的に進めるための事業効果の検証・改善など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

＜事業の流れ＞

国

→ 定額 →

民間団体等

→ 定額 →

都道府県等
(複数主体による協議会含む)

(1の事業)

→ 定額 →

農業者・民間団体等

(2の事業)

＜事業イメージ＞

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による輸出推進体制の整備

都道府県

経済連等

輸出商社

農協等

物流会社

- ・ 生産の転換に取り組む生産者を対象とした技術の普及・指導のための研修会等の開催
- ・ 現地調査や現地プロモーションの実施 等

生産面や集荷・流通面の転換

(生産面の転換)

- ・ 輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・ 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・ 耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等

(集荷・流通面の転換)

- ・ 鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・ 混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等



大規模輸出産地のモデル形成